## 早稲田大学大学院法務研究科 <br> 2018 年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
1．クリニック担当教員と受講者数一覧 ..... 1
2．クリニック授業状況集計 ..... 2
3．相談者アンケート結果集計 ..... 3
4．民事（総合A•B）
1）シラバス ..... 5
2）A班（教員•学生報告書） ..... 7
3）B班（教員•学生報告書） ..... 8
5．民事（家事・ジェンダーC）
1）シラバス ..... 11
2）教員•学生報告書 ..... 13
6．行政
1）シラバス ..... 16
2）教員•学生報告書 ..... 18
7．刑事
1）シラバス ..... 27
2）A班（教員•学生報告書） ..... 28
3）B班（教員•学生報告書） ..... 37
4）C班（教員•学生報告書） ..... 39
8．労働
1）シラバス ..... 41
2）教員•学生報告書 ..... 43
9．障害法
1）シラバス ..... 47
2）教員•学生報告書 ..... 48
10．商事
1）シラバス ..... 50
2）教員•学生報告書 ..... 53
11．外国人
1）シラバス55
12．（参考）修了生プログラム
1）概要 ..... 57
2）教員•学生報告書 ..... 57

2018年度クリニック（臨床法学教育）担当教員と受講者数一覧

| クリニック名 | 春 |  |  | 秋 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 教員名 | 受講者数 |  | 教員名 | 受講者数 |  |
|  |  | 男性 | 女性 |  | 男性 | 女性 |
| 民事クリニック総合A | 近江 幸治 | － | － | 近江 幸治 | 2 | 1 |
|  | 鎌野 邦樹 |  |  | 鎌野 邦樹 |  |  |
|  | 山口 斉昭 |  |  | 山口 斉昭 |  |  |
|  | 太田 和範 |  |  | 太田 和範 |  |  |
|  | 小島 秀一 |  |  | 小島 秀一 |  |  |
|  | 外山 太士 |  |  | 外山 太士 |  |  |
| 民事クリニック総合B | 近江 幸治 | 1 | 1 | 近江 幸治 | 2 | 1 |
|  | 鎌野 邦樹 |  |  | 鎌野 邦樹 |  |  |
|  | 山口 斉昭 |  |  | 山口 斉昭 |  |  |
|  | 太田 和範 |  |  | 太田 和範 |  |  |
|  | 小島 秀一 |  |  | 小島 秀一 |  |  |
|  | 外山 太士 |  |  | 外山 太士 |  |  |
| 民事クリニック家事・ジェンダーC | 浅倉 むつ子 | 2 | 2 | 浅倉 むつ子 | 1 | 1 |
|  | 岩志 和一郎 |  |  | 岩志 和一郎 |  |  |
|  | 棚村 政行 |  |  | 棚村 政行 |  |  |
|  | 松原 正明 |  |  | 松原 正明 |  |  |
|  | 太田 和範 |  |  | 太田 和範 |  |  |
|  | 小島 秀一 |  |  | 小島 秀一 |  |  |
|  | 外山 太士 |  |  | 外山 太士 |  |  |
| 行政クリニック | 小島 延夫 | 3 | 2 | 小島 延夫 | 2 | 1 |
| 行政試行プログラム | 小島 延夫 |  |  | 小島 延夫 | 1 | － |
| 刑事クリニック | 神田 安積 | 5 | 2 | 神田 安積 | 8 | 4 |
|  | 趙 誠峰 |  |  | 趙 誠峰 |  |  |
|  | 吉田 秀康 |  |  | 吉田 秀康 |  |  |
| 労働クリニック | 小林 譲二 | 1 | 2 | 小林 譲二 | 1 | 2 |
|  | 島田 陽一 |  |  | 島田 陽一 |  |  |
| 外国人クリニック |  |  |  | 渡辺 彰悟 | 1 | 1 |
| 障害法クリニック | 池原 毅和 | 1 | 1 |  |  |  |
|  | 大石 剛一郎 |  |  |  | ， |  |
|  | 菊池 檠実 |  |  |  |  |  |
|  | 黒詈 隆 |  |  |  |  |  |
| 商事クリニック I | 尾崎 安央 | 4 | 1 | 尾崎 安央 | 3 | 1 |
|  | 松本 真輔 |  |  | 松本 真輔 |  |  |
| 商事クリニック II | 奧山健志 | 2 | 0 |  |  |  |
|  | 黒沼 悦郎 |  |  |  |  |  |

（参考）修了生向けリカレント教育
実施期間：2018年6月～8月

| クリニック名 | 教員名 | 受講者数 |
| :---: | :--- | :---: |
| 民事Aクリニック | 外山 太士 | 3 |
| 労働クリニック | 小林 譲二 | 2 |
| 起案プログラム | 大塚 正之 | 3 |

2018年度 クリニック授業状況集計

|  | 教員 | 受講生 |  |  | クリニック授業内訳 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 男性 | 女性 |  | 相談者数 $(※ 1)$ | 相談実施回数 （※2） | 検討会等 $(※ 3)$ | 課外活動 |
| 民事A | 近江 幸治鎌野 邦樹山口斉昭 |  |  | 春 |  |  |  |  |
|  |  | 2 | 1 | 秋 | 6 | 6 | 5 | 0 |
| 民事B | 太田 和範小島 秀一外山 太士 | 1 | 1 | 春 | 4 | 5 | 7 | 0 |
|  |  | 2 | 1 | 秋 | 4 | 4 | 7 | 0 |
| 行政 | 小島 延夫 | 3 | 2 | 春 | 2 | 6 | 6 | 0 |
|  |  | 1 | 1 | 秋 | 2 | 4 | 5 | 1 |
| （試行プログラム） |  | 0 | 1 | 秋 | 2 | 3 | 5 | 1 |
| $\begin{aligned} & \text { 家事• } \\ & \text { ジエンダ- } \end{aligned}$ | 浅倉 むつ子岩志 和一郎棚村 政行松原 正明太田 和範小島 秀一外山 太士 | 2 | 2 | 春 | 6 | 7 | 5 | 0 |
|  |  | 1 | 1 | 秋 | 3 | 3 | 7 | 0 |
| 労働 | 小林 譲二 | 1 | 2 | 春 | 3 | 5 | 6 | 1 |
|  | 島田 陽一 | 2 | 1 | 秋 | 2 | 2 | 7 | 2 |

※1「相談者数」は，複数回相談に来た場合でも，1名としてカウント。
※2「相談実施回数」は，授業日に相談を実施した回数。同一相談者であっても相談の回数ごとにカウント。 ※3 オリエンテーション・カンファレンス・模擬法律相談等を含む。
－2017年秋学期終了以降，2018年春学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 $\Rightarrow 28$ 件 －2018年春学期終了以降，2018年秋学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 $\Rightarrow$ 25件 （学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む。）
－クリニック授業の受講生には，授業で法律相談等を担当することに加え，時間の調整が可能な限り，
クリニック事務所かキャンパス内で学内関係者を対象に行う無料法律相談会への立会を奨励している。
立会った受講生の実績は以下のとおり。
春学期：5人
秋学期：2人

2018年度 クリニック相談者アンケート結果集計

（2）担当者（学生）の話の仕方はいかがでしたか。
（3）担当者（学生）の聞き取りの仕方はいかがでしたか？
（aの回答者より）ただ，複数なので誰に向かって話していいのか困った。（四人に向かって講演している様な感じで）
皆さん，真剣で，うなづいては下さつたが。
（bの回答者より）質問された内容以外をどのくらい話して良いのか，どのタイミングで話して良いのか，少し迷いました。法律相談は初めてでしたので。
（4）クリニックの回答はいかがでしたか。
© クリニックでの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。


相談に行くと，つい，ヒアリングのポイント以外のこともいろいろ話したくなります。
相談する側が無制限に思いのたけを訴えたくなるのをコントロールするために，最初に，相談内容の優先順位の確認をしていただけると，こちらもそのつもりで，ちゃんとヒアノング に臨めるのでは，と思いました。

相談に行くものは，本当に法律のことはしろうとでさつぱりわからないので，丁寧すぎるくらいの説明をしていただけるとありがたいと思います。
おかげ様で保険会社と交渉し，今後の治療期間はMRIの検査を再度受けてから判断することになりました。ありがとうございました。

有益な助言を頂き大変助かりました。ありがとうございました。
本件は東京弁護士会に相談した際，勝ち目が薄い，弁護士報酬は最低2百万円と言われて止むを得ず素人の自分が裁判を提起しました。
何も分からず今も不安を抱いています。4件の裁判を経験して裁判の世界は社会常識と乘離している面もあると感じています。

早稲田学報で知りました。オープンカレツジにも短期で年何回か通つています。
オープンカレツジ受講生でも困っている方がいると思うので，もう少し宣伝してもいいのでは？
率直なご意見をいただいて良かったです。
とても丁寧に時間をかけてお話を聞いていただき，回答も納得のいくものでした。ありがとうございました。
予想通りの回答で少しがッカリた。「あのときこうしておけばよかった」という回答ではなく，「では，こうしましょう」というアドバイスが欲しかった。
問題の解決に向けて有益な情報，アドバイスをいただくことができました。優れた取り組みだと感じました。
2時間に渡り相談，感謝したします。
人生の中で初めて直面する問題で，わからない事ばかりの中，法律の専門家の御意見を聞くことができて良かったです。
これからも，そういう立場の人達の為にも，この相談が続いて欲しいと思いました。ありがとうございました。
お陰様で解決致しました。有難う存じました。
今回の相談の後，わからない事は電話で受け付けて下さるという温かいお言葉をいただき，本当に感謝して居ります。

## 臨床法学教育（民事）総合 A•B

選択必修（実務系基喽科目）2単位

## 【担当教員】

近江 幸治／鎌野 邦樹／山口 斉昭／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

## 【授業概要】

教員と学生が 1 つのグループとなり，実際の法律相談や，受任した事件への対応を通じ て，法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。
徹底した少人数教育によって，生の事案をもとにした事実分析の方法，適用する法律に関 する判例•学説の調查，検討など，これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点を ふまえた発展的な学習を行います。また，内容証明，訴状などの作成，添削を通じて，法文書作成に関する指導を行います。
法律相談，事件活動のほか，他クラスと合同の事件検討会も行います。
加えて，具体的事件を通じて，社会や制度のあり方，法律実務家としてのあり方などにつ いて考えます。
なお，通年科目とされていますが，講義の合計時間は他の 2 単位の科目と同様であり，ま た，講義の準備に要する時間も，配当単位数（2 単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて 90 時間）を上回ることのないよう，学生の負担についても配慮します。

## 【授業の到達目標】

将来，弁護士となり，民事事件を受任した際，これに対処できる実務的な基礎技能を身に つける。

## 【授業計画】

基本的には事案の性質を問わず，クリニックに適切と思われる民事事件をいくつか扱い ます。訴訟受任案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており，事件記録の検討，依頼者からの事情聴取，訴状や準備書面の起案，証拠の整理まで，学生に実際に行ってもらい ます。
また，事案に取り組む中で，実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。 ごく基本的な知識も，具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありません ので，このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思って います。
表記上は通年科目ですが，当クラスでは，春学期班と秋学期班（各 4 名程度）に分けて実施します。どちらの班も，中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し，受講生の都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

## 講義の内容と進行

第1回 オリエンテーション
第2回一第14回 模擬法律相談，法律相談会，事件検討，相談案件検討，訴訟準備などの いわゆる民事弁護活動を行う。なお，クラスによって，取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので，詳細はガイダンスを参照のこと。途中他のクラスと合同で中間カンファレンス を行います。
第15回 民事（総合AB）•民事（家事・ジェンダー）•行政•労働の各クラスと合同で報告会•最終カンファレンスを行います。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

参考書として菅原•岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務，2004）

## 【備考•関連URL】

## ＜講義実施スケジュール＞

表記上，通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期 かまたは秋学期のみであったり，取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状沉によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会 に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わ せ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とします。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修得要件とします。
＜受講者への要望＞
意欲ある学生の履修を期待しています。

民事クリニック A班

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

秋班は合計 6 件の相談案件を扱った。概要は，（1）遺産分割は終了したが祭祀承継者が決ま っていない事案，（2）賃借したアパートにチラシ記載の駐輪場がなく，入居後すぐに給湯器等 が故障して一定期間使用不能となり修理立会が必要だった事案，（3）別荘の外構工事を個人 の建設業者に依頼し代金も支払ったところ，後になりその個人が別の建設会社の社員であ り，実際に工事をしたのはその会社であるとして，建設会社から代金請求がなされた事案， （4）隣家であるマンションの屋上の部材が，台風で剥離，落下し相談者宅を損傷した事案，（5）鍼炎院の過誤で気胸を発症した場合の損害額の算定に関する事案，⑥賃貸マンションに同居していた友人が荷物を残して行方不明になったため，相談者退去時に荷物を廃棄してし まったところ，友人から責任を問われた事案であった。これ以外に，模擬相談 1 件と，根抵当権の被担保債権元本確定請求書及び時効援用書面を起案する案件（過去にクリニックで取り扱ったもの）を取り扱った。

①では民法の祭祀承継者に関する規定を，（4）では区分建物所有法を，（6）では民法の寄託契約の規定をそれぞれ参照したが，通常の授業では触れることの少ない分野であり，よい経験 になったものと思う。根抵当権に関する規定についても，意外と縁遠くなりがちで，受講生 は起案に苦労していたようだ。

## 2 受講生より

痛感したことは，基礎知識の正確な理解の重要性に加え，分かりやすく答えることの難し さである。法律用語を当然のように用いて説明しても，依頼者の方にとっては煙に巻かれた ようにいまいち合点がいかず，充実した相談とはならない。
日々の勉強ではあらかじめ事例が明確に設定され，それに対してどのように法律や判例の解釈を適用するかという点に終始しているが，クリニックの事件は，今まさに起きている生 の事件であり，そもそも前提となる法的権利を主張するための事実が不足していることが ほとんどである。その中で，適用する法律の要件事実を依頼者の方の聞き取りを通して自ら抽出する作業は非常にやりがいのあるものだった。また，事前に類似裁判例や判例をリサー チする機会もあったが，回答に際し，それら裁判例や判例を参考にできるか否かは，事案を比較したうえで判断しなければならず，難しさを感じた。
実際に法曹になった後にどんなことをするのか，知りたいと思いクリニックを受講した。実際に相談を担当すると，様々な考えが浮かんでくるが，相談者が求めていることに答える ことが出来なければ意味がない。我々生徒が答えなければ授業が進まない。普段の授業とは全く異なる形態で新鮮だった。決められた期間で工夫して調べ，答を考え，実際に質問して いく上で新たな事実が分かり，驚き慌てながらも助けを借りて回答をする。クリニックでな ければできないことで良い経験になった。仲間もできて楽しかった。試験に受かるためにも

今後も勉強をしっかりとやっていきたい。

## 民事クリニック B 班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

今季春班で扱った相談事件は，（1）ある記念の式典における事業者側の債務不履行に関 する問題，（2）擁壁•相隣関係の問題，（3）霊的な治療等に起因する不法行為等の問題，（4）相続関係の問題の 4 件であった。これらの事件のうち，（1）については，海外において行われた記念式典において事業者側が行うべきであった内容に不備があり，その結果，当該式典を撮影 した映像•写真等においてもその不備がそのまま映し出されており，事業者側に債務不履行 があると考えられる事案であった。当該問題について，参加者の方から相談を受け，法的構成，過去の裁判例，証拠等に関する綿密な確認をし，多岐にわたる契約内容の各費目や慰謝料について請求しうるかどうか及びその金額について検討した。その上で，事業者に対して送付する通知文案を起案し，相談者に説明後，通知文をお渡しした。③の事件については，治療を受けた方から相談を受け，詳細な事情の聞き取りを行い，また，相手方から送られて きた通知文の検討も行った上で，相手方及び相談者の名誉毀損，不法行為，不当利得等の主張が法的に認められるかについて回答を行った。当該相談の回答の際には，法的な問題のみ ならず，今後の相手方への対応についても，より丁寧に説明を行った。上記事件の他，昼休 みに8号館で実施している法律相談への立ち会いも実施した。

いずれの事件も相当な調査，検討を要する内容であったが，受講者は，真摯に相談者に向き合い，非常に熱心に事前と事後の検討を行っていた。

## 2 受講生より

クリニックを通じて，法律知識をどのように実際の問題に適用するかだけでなく，実務 において重要なことを実感をもつて学べたのが良かった。具体的には，例えば，相談者の立場にまず立って，どのような気持ちで相談に来ているのかを考えることや，分かりやすくか つ誤解を招かないように慎重に言葉を選んで説明すること，細かい問題点に目が行って，相談者が知りたい肝心な部分からずれてしまわないようにすること，などである。これらを頭 で分かっているつもりでも実践することは難しかった。

これらを実践するためには，もちろん前提として法律知識が必要であるが，相手の表情や話 し方も含めてみて，その方の言わんとすることを汲み取り，質問を繰り返して重要な部分を掘り下げていくというコミュニケーション能力や，相談者の気持ちを理解するための想像力が重要であると思った。弁護士を目指すうえで，法律知識を増やすだけでなくこういった力をも養う必要を感じた。
最初はあまり話してくれない相談者でも，だんだんと色々な事情を話して下さり，問題の全体像がみえてくると，そういうことだったのかという発見があり面白かった。また，相談者

が求めている解決方法が提示できない場合でもその答えに至ったプロセスを丁寧に説明す れば納得して頂けるのだと知った。受講前は自分の知識不足を一番心配していたが，担当教員の先生が質問に付き合って下さり，丁寧に指導して下さったおかげでその心配は大分解消された。しかしやはり，知識不足のせいでここはもう少し深いアドバイスができたのでは ないかと思う点が多々あるので，そこは反省点として今後の糧にしたい。クリニックを受講 して実際の并護士の仕事をイメージすることができ，弁護士になりたいという思いがより強くなった。
民事の人数が少ない場合は家事ジェンダーと民事を合同にしてもいいではないかと思った。他の班との交流ができる機会があるといいと思う。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

今季秋班で扱った相談事件は，（1）建物賃貸借契約における許諾のないペット飼育に関す る問題，（2）土地賃貸借契約における駐車場としての利用の可否の問題，③自動販売機の設置契約の債務不履行解除に関する問題，（4）建物修理の請負契約における不法行為，債務不履行，瑕疪担保等の問題の 4 件であった。
これらの事件のらち，例えば，（4）については，修理後に本来は修理が不要であったことや業者の行った修理方法が不適切なもので建物が棄損されていたことが発覚した事案であった。 いかなる証拠に基づいてこれらの事実が立証できるかと共に，こうした生の事実をどのよ うに法律構成していくかについて綿密な検討を行い，相談者に説明を行い，また，仮に訴状 を作成するとすればどのような構成•内容がありらるか学生自身が起案を行った。また，（3） については，自動販売機設置業者が使用料を長期に渡り支払っておらず債務不履行は明ら かな事案であったが，当該業者と連絡がつかず，所在や実在も不明な状況であった。当該業者の所在等を確認していくためにどのような方法が考えられるか，さらには，訴訟手続きは相談者に多大な負担が発生するため，効果的な交渉の方法はどのようなものか等も検討し た。法的な主張のみならず，実務上のハードルとなる点等も詳細に検討し丁寧に回答を行っ たところ，相談者がとても感謝をされていたことが印象的であった。上記事件の他，昼休みに 8 号館で実施している法律相談への立ち会いも実施した。
いずれの事件に対しても，受講者は，相談者に対し真摯に向き合い，事前の十分な検討を行った上で，どのように説明を行えば分かり易く説明ができるか，熱心に試行錯誤していた ことが印象的であった。

## 2 受講生より

（1）法律相談について
実際に法律相談を行らと，契約書を作っていない案件が 4 件中 2 件もあった。この 2 件以外でも契約書の不備が原因の一つとなって紛争が生じていると思われるケースがあっ

た。このことから，私が思っていた以上に法的解決が必要となる機会が多いということと，法的解決の実効性を実感した。

目に涙を浮かべながら相談されている方を前にした時，感情移入してしまった。㩰にも すがる思いでいらっしゃった相談者の気持ちに触れ，弁護士という仕事の責任の重さを学生でありながら痛感した。
（2）クリニックの授業で学んだこと
相談において，前に聞いた事項について改めて聞き直すのは失礼なのではないか，と思 い再度同じことを聞くのを躊躇っていたが，先生から「どんな些細なことでも気になった ら聞いて良いし，自分が納得できるまで同じことを聞き直した方が良い」というアドバイ スを頂いた。それを実践すると，相談者が重要でないと判断していた事実を引き出し，そ の事実に基づき，別の法的構成も考え得るということがあった。

この経験から相談者の認識とのズレがあることを再認識し，丁寧で細かい聞き取りの重要性を学んだ。
（3）クリニック授業における反省点
相談内容の概要から事前に検討してから実際の相談に臨んだものの，聞き取り時に新 たな事実が出てきて，その場で新たな事実から他の法律構成の必要性が生じた場面があ った。新たな事実が出てくることは想定しているものの，どのような法律構成にした方が有効なのかすぐに思い付けなくて混乱してしまった。いくつかの法律構成の要件事実を意識しながら聞き取りを行えば，混乱することを回避できたと思う。
（4）感想
一つの事案から複数の法律構成が考えられる事案が多いことから，広い視野を持って聞き取りを行い，学習においては分野ごとにバランス良く勉強をすることが必要だと思 った。

率直に言って，授業は難しかったが，とても貴重な経験をさせていただけたと思う。

## 臨床法学教育（民事）家事・ジェンダー C

選択必修（実務系基硴科目）2単位

## 【担当教員】

## 浅倉 むつ子／岩志 和一郎／棚村 政行／松原 正明／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

## 【授業概要】

臨床法学教育（民事）家事・ジェンダーでは，実社会の中での「生きた家族法」を学び， ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈•事案の把握•相談者や依頼者との対応を行うこ とを学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得すること を目的とし，学生が，早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において，研究者•実務家教員の指導の下に，現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては，（1）法律相談事件の相談を直接担当する方法と，（2）教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学したり書面作成に協力する等の方法がある。
（1）は，法律相談の申込みがあった事件について，予め設定した相談日に相談者に来ても らい，約 3－4名ずつに編制されたグループごとに，特定の事件について，複数の弁護士教員 の指導の下に大体 3－40 分事情聴取を行い，その後 10－15 分学生と教員が回答案について協議し，その後主として学生が教員の指導の下に大体 2－30分程度で回答を行うというもので ある。その回答で相談の目的が達成されれば，当該相談は終了となるが，さらに，相談者本人による調查や資料の取り寄せが必要であったり，あるいは学生•教員側の判例学説の調査 などが必要である場合には，継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後 の問題点の整理と復習が欠かせない。
（2）については，家庭裁判所での調停•冨判は非公開であり傍聴が許されていないため，傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書，訴状•答弁書•準備書面•陳述書，交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか，（3）調停，法律相談活動のロールプレイ，面会交流の支援活動を実施する場合も ある。

事件の種類としては，離婚事件（財産分与，慰謝料，年金分割，親権，養育費，子の引渡 し請求，面会交流等を含む）•離婚前の婚姻費用分担請求事件，監護者指定，離婚後の紛争事件（養育費，親権変更，面会交流等）•認知•養子縁組等親子関係事件•遺産分割•遺言等相続関係事件が多い。

中間カンファレンスでは，臨床法学教育（民事）総合のメンバーとも合同で，互いに，事件の報告を行い，法律上•事実上の問題点について議論し，学習したことを共有する。日に よって，相談案件の有無や数が異なるので，適宜，相談事件の復習や予習を行う。最終カンファレンスは，他のクリニックの履修生全員と一緒に行い経験交流をする。

## 【授業の到達目標】

生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

## 【授業計画】

実際の相談依頼の人数•相談内容に応じて，相談体制を組みあわせていくので，常に臨機応変に対応するものとする。

## 【教科書】

特になし。

## 【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社
秋武憲一『離婚調停』日本加除出版
片岡武•菅野真一『遺産分割•遺留分の実務』日本加除出版
梶村太市•岩志和一郎•大塚正之•棚村政行•神原富士子『家族法実務講義』有斐閣，2013年

家族法授業で使用している各自の教科書

## 【備考•関連URL】

〈講義実施スケジュール＞
表記上，通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期 かまたは秋学期のみであったり，取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状況によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会 に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わ せ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。
＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修得要件とする。
「家族法特殊講義」の履修が望まれる。
＜受講者への要望＞
家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。
将来，家事事件を得意とする弁護士•裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待す る。

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

受講学生 4 名，教員 5 名（浅倉•岩志•棚村•松原•太田）で授業を実施し， 6 件の家事相談事案を扱った。その内容は，（1）面会交流に関する合意文書の作成及びその実施の補助， ②兄弟間トラブルと後見，③離婚手続きと夫婦共有不動産に対する賃料請求について，（4）ア パートの賃貸借契約トラブル，（5）音信不通の夫との離婚相談，（6）DV・モラルハラスメント傾向のある父を母と離婚させたい娘からの相談であった。
受講学生は，毎回，主任 1 名，副任 1 名，書記 1 名のチームを構成し，役割分担をしつつ相談申し込みから相談実施日までの短期間に丹念な準備を重ねて相談者との面接に望んだ。実際の相談においては，事前に相談者から寄せられていた情報からは予想ができないよう な方向に相談内容が派生したり，思いもよらなかったような事実が明らかになったりする こともあった。学生は，事前に広範囲の法律情報を調査し，あらゆる可能性に備えて入念な準備を行うなど，そのような事態に対しても対応を行った。また，相談時には，相談者が真 に希望するところ，あるいは，事案の解明に必要な点であるにもかかわらず，相談者が積極的に持ち出さない事柄についても，丁寧な対応によって聞き出すなどして，的確なアドバイ スをすることができるようになった。

事案によっては，相談終了後に，相談者から，クリニックの相談を受けてよかったとの感謝 の言葉を頂くこともできた。また，相談実施後に日を改めて相談のあり方について検討をし，反省点などを確認した。
そして，最終カンファレンスを実施して，春学期の授業の総括をした。

## 2 受講生より

第一 クリニックを受講して良かったと思う点
家事・ジェンダークリニックでは，相談者の方と直接対面してご相談を受けるという点で，普段教科書と向き合らことだけでは経験できないような実際の家事事件の現場の雰囲気を味わらことができました。また，相談者のご質問に回答するために，実際に家族法分野や相続法分野の条文を駆使するので，普段の勉強では中々触れることのできないような家族法 や相続法の理解が深まりました。

学生の用意していたご回答と相談者の方の意図する質問内容が異なることもあり，相談者の望むご回答を用意することが難しく苦戦しましたが，一緒に受講する学生と協力し，先生方のお力をお借りしながら，相談者の望む解決策を考えることができました。

普段の勉強だけではできないような貴重な経験をさせていただいたと思います。
第二 反省すべき点
調停，審判，裁判といった手続きが，具体的事案の中で当事者にどのような影響を与える かについての理解が不足しており，家事事件手続を形式的にしか捉えられていなかった点 があげられます。今後の学修において，家事事件に関する実務の知識を身に付け，各手続が当事者に与える法律的及び事実的影響についての理解を深めていきたいと思います。
また，相談者に聞き取りを行う場面では，直接相談者の方と対面しご相談を受けるという初めての経験だったので，㔯長に話をしてしまったり，相談者の質問の意図を汲み取れなか った点も反省点です。今後学修していくらえで，相談者が望む結果に最も近い解決策を，相談者にわかりやすく提案していく力を身に着けていきたいと思いました。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

受講学生 2 名，教員 5 名（浅倉•岩志•棚村•松原•太田）で授業を実施し， 4 件の家事相談事案を扱った。その内容は，（1）遺産分割協議の内容をめぐるトラブル，（2）相続における使途不明金，（3）相続における使途不明金と成年後見人の責任，（4）賃貸アパートの立ち退き要求への対応であった。
受講学生は，毎回，相談申し込みから相談実施日までの短期間に丹念な準備を重ねて相談者との面接に望んだ。実際の相談においては，事前に相談者から寄せられていた情報からは予想ができないような方向に相談内容が派生したり，思いもよらなかったような事実が明 らかになったりすることが春学期同様少なくなかった。
本学期は，相続分野の相談が多く，事前に検討すべき事実関係や資料が膨大な案件に対応 する必要があった。一方で，事案の内容が類似している案件が重なって申し込まれたことも あり，相続分野については，重点的に知見を深められたのではないかと考えられる。

## 2 受講生より

第一 クリニックを受講して良かったと思う点
今期は相続関係の相談が多く，どれも複雑な事案でしたが，実際の相談者の方の生の声を聞くなかで，法律的な視点のみならず，気持ちに寄り添らように心がけることが出来ました。法律を勉強していると，その法的問題を解決できるようになりたいと思うことがあります が，相談者の方の人生を左右するような立場に弁護士はあり，精神的にも問題解決をするこ とに寄与できるのも弁護士の魅力であると思いました。
事案の性質上，時系列や家族関係も複雑になることが多く，ホワイトボードに書きながら碓認をする事で，学生同士や教員との状況の共有をしました。事前にお預りした資料だけで は分かりにくい事案もあり相談者の方との䟧齬をなくすためにも，まずは自分達で整理し た上で相談に臨み，相談時に相談者に碓認すること大切であると痛感しました。

さらに，相続や成年後見について，その分野の専門家である教員から教えていただくこと ができたことが良い経験になりました。自分達が勉強していることはどういうことなのか，実際の事案ではどのように使っていくのかという立体的な視点で見るためのサポートをし てくだり，今まで頭の片隅にあった知識が腑に落ちる感覚がありました。
また，民法の債権分野や相続法の改正と重なる時期であり，それを意識しながら勉強する必要がありました。改正があっても，現行法での問題は現行法で解決することが必要であり， それを区別しながら考えるのが難しかつたですが，他方で，生きている法律に触れていると感じることができ，事前準備への意欲が俄然湧きました。

## 第二 反省すべき点

1 年生のときに家族法の講義がありましたが，実際の事案を検討すると学習不足を感じる ことがあり，その都度様々な文献を通して勉強しました。
また，相談者の方の話が本題から離れてしまった時に軌道修正をすることが難しいという ことが実際に相談を受けてみてはじめて分かりました。ただ，その脱線から重要な情報が出 てきたりもするため，適切な聞き取りのスキルが重要であると感じました。
また，相続関係では相続分等の算定において，複雑な計算があったりするため，少しのミ スで大きな誤差が出てしまうこともあり，このような点で失敗をしないように見直したり， すぐに修正できるような技術を身につけなければと感じました。
クリニックを受講したことにより，机上では学べない実務の感覚を知ることができました。 この感覚は家族法のみならず，他の分野でも役立たせることができるはずで，それは司法試験に向けての学習にもつながると思いました。

今回クリニックを受講した 2 名とも家事事件に元々関心がありましたが，家事事件は，人と人との問題が多く難しそう，司法試験にはあまり関係ないから，といったイメージがあ るのか，他の学生はあまり申し込まないようですが，自分達の身近な法律問題であるととも に，法律問題だけではないということを学べるこれ以上ない機会なので，受講しないのは勿体無いと思います。

## 臨床法学教育（行政）

## 【担当教員】

小島 延夫

## 【授業概要】

公益民事事件も含む，行政案件について，実際の案件を直接担当してもらい，取り組み をし，法について学びます。中間，最終カンファレンスは民事班と共同で行います。

## 【授業の到達目標】

弁護士になったときに民事•行政訴訟案件に直面して，これに対処できる実務的な基礎技能を身につける。

## 【授業計画】

行政クリニックは，教員と学生が 1 つのグループとなり，実際の法律相談や，受任した事件への対応を通じて，法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。
徹底した少人数教育によって，生の事案をもとにした事実分析の方法，適用する法律に関 する判例•学説の調査，検討など，これまで学んできた基本法と実務基 礎科目の到達点を ふまえた発展的な学習を行います。また，内容証明，訴状などの作成，添削を通じて，法文書作成に関する指導を行います。
法律相談，事件活動のほか，他クラスと合同の事件検討会も行います。
また，具体的事件を通じて，社会や制度のあり方，法律実務家としてのあり方などについ て考えます。
通年科目とされていますが，講義の合計時間は他の 2 単位の科目と同様であり，また，講義の準備に要する時間も，配当単位数（2単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせ て 90 時間）を上回ることのないよう，学生の負担についても配慮しております。
＜行政クリニック＞
行政法クリニックでは，実際の法律相談や，受任した事件への対応を自ら行うことを通じ て，法律に関する理論と実務を学びます。案件としては，新しく早稲田大学リーガル・クリ ニック法律事務所に相談があった（持ち込まれた）案件及び教員が関与している案件といっ た，現実に起きている案件について，法律相談，さらには，意見書等や行政不服申立手続•訴訟手続における申立書•主張書面等の作成等を行ってもらい，可能であれば，口頭審理手続における代理人意見陳述を行っていただきます。行政法クリニックとしての特徴上，法的紛争事案はもちろん，それに限らず，地方自治体等からの条例制定等の相談等の案件につい

ても取り扱います。また，行政法クリニックではありますが，案件の性質上他の法律分野や政策的課題•紛争解決のための諸手段についても検討が必要となることもあります。
具体的な取組みの特徴としては，案件の性格上，可能な限り，実際に現場を見に行くこと を心がけ，現地の視察や現地での関係者からの聞き取りなどの作業を行ってもらうことが多くなると思います。
また，通年科目ですが，春班（主に春学期実施）と秋班（主に秋学期実施）に分かれて実施します。ただし，秋学期については，受講生と相談しつつ 8 月下旬ころから実施する場合 もあります。秋班については，7月の期末試験終了後追加募集をすることもあり，場合によ っては，8月後半から参加してもらいます。
※ 2 年生については，単位の関係で正式履修が難しい者もいると思われますが，そのような者は，試行プログラム（単位にならない）として参加することも可能とします。その場合は， 3 年次に正式に履修することも可能で，その場合具体的な講義実施スケジュールは柔軟に検討します。この形で応募する学生は，「試行プログラムとして参加を希望する」旨明示して志望票を提出してください。試行プログラムに参加する学生は，別途教員と日程等を調整し て内容を決めていきます。

## 講義の内容と進行

第1回 オリエンテーション
第2回一第14回 法律相談会，事件検討，相談案件検討，訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。なお，クラスによって，取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので，詳細はガイダンスを参照のこと。途中他のクラスと合同で中間カンファレンスを行います。第15回 報告会•最終カンファレンスとして民事•行政•家事のクラスと合同で行います。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

参考書として菅原•岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務，2004）

## 【備考•関連U R L】

〈講義実施スケジュール＞
表記上，通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期かまたは秋学期のみであったり，取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則 として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状況によって は，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に

関する説明会に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメー ルでお問い合わせ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とします。
＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。
＜受講者への要望＞
意欲ある学生の履修を期待しています。

## 報告書（春学期）

【今年度の活動内容】
2018 年度（春学期）は，昨年度の後半から取り組んでいる，年金事件と，都市公園の木 と広場を守るという事件について取り組んだ。
以下に，主要な活動ごとに，概略と学生の感想を記載する。

## 1 取り扱った案件の概略

（1）公園案件
当該地区では，最大の草地広場と多くの木々からなる森を有する都市公園について，オリ ンピック準備を理由に，多くの木々が伐採され，また，草地広場に陸上トラックが作られる などすることとなったので，それを止め，良好な都市公園としての環境を守りたいという事件。

どのような訴訟が可能か検討し，住民監査請求から，地方自治法242条の2の住民訴訟 として，財産管理を总る事実の確認という内容で訴訟提起まで前期に行われたので，今学期 には，3回の口頭升論期日における，弁論•裁判所の対応を踏まえての準備書面作成，住民 との打ち合わせ・多くの人々への報告会をした。
（2）年金案件
離婚に伴い，年金分割をしたところ，離婚前と後で，合計額が大きく減少したので，審査請求をしたところ，年金制度上の問題が判明したというもの。

複雑な年金制度について調査検討をし，訴状を作成し，訴訟提起をした。

## 2 受講生より

（1）受講生 1

公園案件については，何回か口頭弁論期日の法廷傍聴に行ったが，予測していた裁判所の心証と違う心証が裁判所から明らかになったことから，裁判の予測の難しさ，厳しさを改め実感する機会となった。

行政訴訟は条文も馴染みもなく，手続も住民訴訟などは特殊な面があるので，一手続に 2人から 3 人で行うことが，他の授業の負担を考慮すると適切だと考える。
昨年秋学期は二つの訴訟を同時並行で， 3 人で担当したため，分担が難しく負担も重いも のとなった。それでも，なんとか対応できたのは，先生の適切なご指導のおかげもあるが，片方が無効確認訴訟で，出訴期間を考慮しなくてよかったという偶然の要素にもかなり助 けられている。

そうだとすれば，十分な学習効果と効率的な勉強時間の配分を考えれば，本案件の受任状態が継続する限り，一手続き二人が望ましい。
（2）受講生2（主に公園案件を担当）
肥大化した行政権を統制するために，法律家になった暁には行政事件を担いたいと考え ている私にとって，本クリニックは意義深いものでした。

主として扱ったのは，多数の利用者がいる公園の再整備に関する事案でした。優越的地位 にある区の一方的な判断と措置により簡単に住民の賏いの場が変容してしまうという行政権の強力さを目の当たりにし，また同時に，1つの行政事件が原告以外にも多くの人々の権利利益に関わるものであることも再認識し，行政訴訟のやりがいを感じました。

原告は住民運動の主要メンバーの方々で，ヒアリングや説明会の際には，複数人の運動メ ンバーの方々と接することになりました。本件に関わる事実について，真摯に勉強を継続し ていた方々であったので，自分たちよりも圧倒的に知識があり，常に，ある種のプレッシャ ーを感じて接することになりました。依頼人は困って茫然としているだけだというイメー ジは幻想で，依頼人は依頼人なりに悩み行動しながら弁護士に相談しているという当然の ことに気付きました。中途半端な仕事をすると簡単に見透かされてしまうことを肝に命じ ました。
本クリニックでは準備書面を作成しました。既存の知識それ自体では十分に対応ができ ない複雑な案件でしたが，既存の知識を基にした法的思考から，各種法令を検索し解釈論を展開して，必要な事実を抽出し意味のある評価を加え，争点について原告に有利に立論しま した。被告から裁判例を引用した反論もされ，その裁判例を熟読し，本件には射程が及ばな いとの主張もしました。これらは普段のロースクールの授業で繰り返しトレーニングして いることで，それがそのまま実務に生かせることが分かり，授業と実務が直結していること をより意識できるようになりました。その上で，授業の提出物ではなく本物の裁判上の書面 として作成し，それが裁判所や相手方に読まれ反応があることは，クリニック授業でしか経験できないことですし，また，自分が構成した法的主張が現実世界で法効果につながり得る ことを感じることは，とても貴重なものでした。

反省点としては，事実関係を把握するための資料が膨大で，かつ検討する法令も多岐に渡 ることから，闇雲に突き進み，やや消化不良になったかもしれない部分があったことです。 ポイントをおさえ要領よくこなすことも大事だとは思いますが，事実関係や法令をすべて網羅的に把握できていたのかは自信がありません。有限な時間のなかで無限とも思える検討を具体的事案との関係でどの程度すべきなのか，今後，模索し続けたいと思います。
本クリニックについての改善点は，特に思い浮かびませんでした。
（3）受講生3（主に公園案件を担当）
クリニックを受講して，弁護士にとって一番大切なことは依頼者の話を聞くことという ことがわかりました。
法的知識がどれだけあっても，依頼者の疑問を解消できないと，満足は得られないとおも いました。また，今回扱った事件は大量の資料が用意されていました。今までみたことのな い大量の資料を読み込む機会を与えてくださったおかげで，大量の資料から，必要な情報を見つける能力を培うことができたと思います。

さらに，今回の行政クリニックではパワーポイントを使う機会が多くありました。パワー ポイントで，依頼者の方に分かりやすく説明するスライドを作るのは，非常に大変でした。法律的事項を，法をわからない人にわかりやすく伝えることの難しさを実感しました。誰も がわかる平坦な言葉で，自分の伝えたいことを伝えるということは難しいと痛感しました。
反省すべき点としては，行政法の知識がないことにより，他の受講生にたくさん助けら れた点です。私がわからないところをたくさん教えていただき，何とか自分の伝えたいこと を伝えられました。もう少し，法の知識があれば，もつとよりよい説明が依頼者の方に出来 たのかなと思います。

クリニックの運営側の方についての反省点は特にないと思います。いつも快く出迎えて くれて，ありがとうございました。
（4）受講生4（主に年金案件を担当）
受講してよかったと思うことは，以下の（1）と（2）の点です。
①複雑な条文構造を読み解くための耐性がついたこと
年金訴訟の事案では，短い期間で複雑な条文を読み込む必要がありました。条文の解釈に あたって参考すべき文献や，立法経緯の参照方法など，今後の法律家としての仕事に必要な能力を肌で感じることができました。この経験は，将来の仕事にも役に立つものだと感じま した。また，司法試験の受験に向けても，その場で初見の条文について解釈を行うことの多 い行政法の科目においてこの経験を活かすことができると考えます。
（2）実際に依頼者の方とやり取りすることができたこと
実際に依頼者の方のおう話を伺らことや，依頼者の方への説明を通じて，実際の弁護士の業務について強くイメージがわきました。依頼者の方が，どのような点に疑問を持つのか，ど

のような法律概念が理解しづらいかなどは，実際にお話を伺わなければ知ることができま せんでした。また，法律論にとどまらずに，依頼者の方の想いを理解して書面に反映させる ことも，弁護士としての重要な役割であると感じました。
反省すべき点としては以下の（1）と（2）の点です。
①添付する証拠の確認が不十分であったこと
訴状に証拠として資料を添付する際に，証拠の中身を細部まで確認しておらず，資料が不足していることにつき先生にご指摘をいただきました。他の資料を参考にする以前に，まず は一つ一つの資料を細部まで読み込むことが必要であると痛感しました。
（2）一般的な法律の知識が不足していること
日頃の勉強では，司法試験に必要な科目についてしか勉強しないため，日常生活に密接に かかわる年金制度等について法律に知識がなく，インプットに時間を費やしてしまいまし た。実務に出た後に，依頼者の方からヒアリングをしてスムーズに事案を把握するためにも，今後は幅広く関心を持って知識を蓄えていきたいと思います。
（5）受講生5（主に年金案件を担当）
4カ月弱という短い期間ではありましたが，行政クリニックを通じて様々な経験をして，考えさせられることがありました。そのうち，以下の 2 点が特に行政クリニックを受講して よかったと思うことです。
最もよかったと思っているのは，これまでの自分の勉強の仕方では試験の答案に反映す るための法律の知識しか身についていないということに気づけたことです。

クリニックにおいて，いざ依頼人の方に対してわかりやすい説明をしなければならない ときに，私自身，全く伝わらない説明しかできなかったことに衝撃を覚えました。自分なり に振り返ってみれば，普段周りにいるのは自分と同じかそれ以上に法律知識を有している相手で，そういった人と会話することしかなかったために，要素を伝えれば伝わる環境に慣 れすぎていたことがあるのだと思います。試験に合格するためだけの勉強の仕方ではなく て，しっかりと将来を見据えた勉強を心掛けていこうと強く感じました。
もう一つの点は，主に担当した事件について，訴状作成に一通りかかわることができたこ とです。通常の民事事件の訴状などとはまた異なる行政事件についての訴状の作成に小島先生のご指導の下，かかわることができたのは大変勉強になりました。

また，担当ではありませんでしたが，住民訴訟事件に関しては，依頼人の方とのいい距離感の保ち方について勉強することができてよかったと思います。
主に反省している点は，細かな点についての詰めの甘さが目立ってしまったことです。
クリニックであるということもあり，最終的な確認を受けられる安心感から，最後の最後 に気が抜けてしまったことには反省が必要だと考えております。
特に証拠については，自分の目で見て判断することの大切さを改めて感じました。
また，人に伝わりやすい表現を用いたり，文章を書いたりするという配慮が欠けているこ

とに気づいたので，今後は言葉を用いる専門家としての意識をもつて文章を書いていこう と思います。
行政クリニックの運営自体の改善点については，早稲田大学リーガル・クリニックの事務 の方には大変お世話になりました。度重なる資料閲覧のための事務所利用も快く受け入れ ていただきまして，誠にありがとうございました。また，学生同士の連絡もしっかり取り合 えていたと考えますので，改善点等は特に思い当たりません。

## 報告書（秋学期）

【今年度の活動内容】
2018 年度（秋学期）は，2017 年度の後半から取り組んでいる，年金事件と，都市公園の木と広場を守るという事件（公園案件）について取り組んだ。

以下に，主要な活動ごとに，概略と学生の感想を記載する。

## 1 取り扱った案件の概略

（1）公園案件
当該地区では，最大の草地広場と多くの木々からなる森を有する都市公園について，オリ ンピック準備を理由に，多くの木々が伐採され，また，草地広場に陸上トラックが作られる などすることとなったので，それを止め，良好な都市公園としての環境を守りたいという事件。

どのような訴訟が可能か検討し，住民監査請求から，地方自治法242条の2の住民訴訟 として，財産管理を总る事実の確認という内容で訴訟提起，その後，3回の口頭弁論期日ま で行われたので，今期は，弁論•裁判所の対応を踏まえての準備書面作成と住民との打ち合 わせをした。
（2）年金案件
離婚に伴い，年金分割をしたところ，離婚前と後で，合計額が大きく減少したので，審査請求をしたところ，年金制度上の問題が判明したというもの。

第1回口頭弁論期日が 12 月に開催されたので，そこでの意見陳述の内容を作成し，また，依頼者との面談を数回行なった。

## 2 受講生より

（1）受講生1（主に公園案件を担当）
（活動内容）
（1）準備書面の作成•提出
8 月に，春学期担当受講者から事案の引き継ぎを受け，当方の主張を補強するため，準備書面を作成。先生の数度の添削を経て，9月に準備書面が裁判所に提出された。
（2）原告団との打合せ
8月29日，10月18日，12月14日の3回にわたり，原告団の方々との打合せに同席。各回，1． 5 時間から 2 時間程度。事案の見通しや訴訟対応方針等についての説明，協議等が中心。
③地元の地方自治体主催の「公園再整備を語る会」への参加
この年の 6 月に，公園整備反対の首長が当選したので，公園の再整備計画が全般的に見直 されることとなり，その手続きとして，住民からの意見聴取の手続きが取られた。
そこに，直接参加して，行政における住民参加手続きの実施状況を見聞した。
（4）公判傍聴
第1回口頭弁論期日（4月16日）は，春学期中に傍聴。
第4回公判期日（12月5日）を傍聴。9月に作成•提出した準備書面が，法廷で陳述さ れ，取組んできたことが形になった。
（受講して良かった点）
何といっても，実際に進行中の訴訟事案を題材に，訴訟の進行状況をリアルタイムでトレ ースすることができたことは，単に教室で法律を学ぶことでは得られない貴重なものとな りました。日ごろ学んでいる法律が，現実の訴訟の場でどのように適用されるかについて， その一端を知ることができて良かったと感じています。
原告団との打合せに参加する中で，訴訟に臨む当事者の熱い思いに触れ，また，準備書面 の作成等を通じて事案に深く関わることができたことにより，クリニックならではの実務経験を得られたことは，今後の学修の上でも，また，将来法曹として活躍していく上でも，貴重な機会であったと感じています。
クリニックという場で，実務に触れる経験をさせていただけたことは，ロースクールで学 ぶことの大きな意義であると感じています。あらためて感謝申し上げます。
（反省すべき点・クリニックの運営方法等に関する改善点等）
受講者の人数が少なく，担当事案は 2 名で対応する形となってしまいました。事案に主体的に，かつ，深く関わることができたという面ではとてもよかったのですが，一方で，もう少し多くの受講生が担当し，受講生の間でもさらにディスカッション等をしながら進めら れたら，さらに多様な考えに触れることができ，視野が広がったのではないかとも感じまし た。一つの事案を担当するチームの人数は，3－4名が良いのではないかと思います。
（2）受講生2（主に公園案件を担当）
（受講して良かった点）
複雑な個別の行政法規の解釈等への苦手意識があり，実際の事件に触れることで少しで も克服できればと思い，このクリニックを受講した。上述の活動のうち，特に準備書面を作成する過程で，原告団の方々の思いを書面に反映することを意識して，条例や地方自治法等 に触れてみた。すると，今まで事例問題を演習したときとは異なり，具体的なイメージを持

って検討をすることができ，苦手意識を克服することができた。このように実際の事件に触 れなければ得られない経験をすることができたことがよかった。

また，実際に訴訟で証拠となる書面を作成する経験を通じて，訴訟における弁護士の業務内容を知ることができたこともよかった。
さらに，住民訴訟の特徴を知ることができたこともよかった。民事事件とは異なり，被告 との間に債権債務関係とは離れた利害対立，公園案件 1の住民訴訟でいうと，当該公園
を数十年利用して愛着を持っており，現状を維持したいといった意味での利害対立があ り，原告の思いの実現に当たっては，必ずしも訴訟で勝訴することが最優先ではないといっ た特徴を知ることができた。
（反省すべき点・クリニックの運営方法等に関する改善点）
まず，自分の反省は 2 点ほどある。
1 点目は準備書面作成に関して，事前に典型的な準備書面を参照するなどして，書面の書 き方を学習するべきであった。

2 点目は，本学期のもう一つの事件である年金事件にあまり関与することができなかっ たことである。実務を体験できる貴重な機会であったから，もう少し積極的に関与するべき であった。
次にクリニックの運営方法等については，記録の閲覧をクリニックでしか行えないもの の，学生が都合のつきやすい 5 限以降には閉室していることが多く，予定の調整に苦労した ことから，開室時間を木曜日以外にも延長する日にちを増やしてほしいと考えた。
（3）受講生3（主に年金案件を担当）
私は，行政クリニックが持っている案件のらち，主に年金事件を担当した。
年金事件に関して行ったことは，（1）依頼者との面談（2）第一回公判期日での意見陳述書の作成（3）家族法や社会保障法の専門家への意見書作成依頼（4）第一回公判期日の傍聴である。
（1）依頼者との面談の内容は，8月に横浜地方裁判所へ提起したのち東京地方裁判所に移送されたから11月から実際に裁判が始まること，今後国からの実質的な反論が来ること が想定されることなど今後の訴訟の進行予定を説明し，依頼者からの質問に答えるという ものだった。
（2）意見陳述書は，依頼者が国から年金減額について納得いく説明を受けられなかったこ とに強い不満をもっていたことから，裁判所で実質的な判断がされるために，本件訴訟の経緯や年金制度の問題点を簡潔に述べて問題点をはっきりさせるという目的で作成した。作成にあたっては，春班が作成した訴状及び訴訟資料を読み込み，口頭でポイントを伝えるこ とができるように留意した。
他に，公園案件 に関して，依頼者である 住民グループ のメンバーとの打合せに参加した。
(受講して良かった点)

まず，生の訴訟記録や依頼者の声に触れて法律的な主張を考えるという作業ができたこ とが良い経験になった。普段の試験問題等では，既成の事実から法律構成を考えるに過ぎな いから，どのような事実や背景があるのかを探る作業は新鮮で，実務に近い体験ができたと思う。

次に，相手にわかりやすく伝えることの難しさを知ることが出来た。特に，年金制度は複雑だから，依頼者や意見書作成依頼を依頼した先生に対して制度を誤解なく説明するのは大変だった。また，意見陳述書の作成にあたつては，法廷において口頭で裁判官に伝えると いう場面に沿った陳述書を作成する必要があった。どの場面でも，説明すべき内容は同じだ ったが，説明の相手や状況に応じて伝え方を変えなければならず，それは当たり前のことで当然やるべきことなのだが，難しいと改めて思った。どのように相手に伝えるかということ を悩んだ経験は，今後，司法試験で論文を書くときだけでなく，将来弁護士として実際に依頼者と向き合ったときにも生きると確信している。
（反省すべき点）
各事件の担当者で話を進めており，担当でない事件についての情報共有がおろそかだっ たように思う。事件の資料や予定についてクリニックメンバー全体で共有することを徹底 すべきであった。
（4）受講生4（主に年金案件を担当）
（自分が行ったこと）
私は行政クリニックにおいて，離婚時年金分割に伴う年金額減額に対する不服の訴訟を担当しました。私が参加した時点では既に訴訟提起がなされており，訴状が出来上がってい ましたので，第一回口頭弁論期日での意見陳述の原稿作成を行いました。

この原稿作成のためには，まず年金制度の複雑な条文の仕組みを読み解くことから始め なければなりませんでした。幸いなことに，先輩方が作成された訴状が良きガイドとなって くれましたので，なんとか理解することができました。

次に，制度の仕組みと原告の主張を理解した後は，これを口頭で裁判官に説得的に伝える文章を作らなければなりません。裁判官はすでに訴状を読んでいますから，その中で特に我々が争点にしたい部分であり，かつ，原告の方がかねてより国に納得のいく説明をして欲 しいと願っておられたことが伝わるような原稿にしなければなりませんでした。 （受講して良かった点）
クリニックを受講してよかった点は，普段勉強していることがそのまま実務の対応に必要になるということを身を持って理解できたということです。例えば，行政法で学習する「無効主張に明白性の要件が必要か否か」という論点について，これを習った時点では表面的な知識でしかありませんでしたが，主張の論理を組み立てていくなかで腹にストンと落 ちるように理解できました。このように，「普段学習するもので法律家として使わないもの は一つもない」というつもりで吸収していこうという気概を持つようになりました。
（反省すべき点）
自分自身の反省点としては，事案について深い理解がなければ，原告の主張を作ることだ けではなく，依頼者の方などに分かりやすく話すことができないということです。自分の中 で疑問点を探求していく姿勢が法律家に必要なのだと痛感しました。

## 臨床法学教育（刑事）

選択必修（実務系基硴科目）2 単位

## 【担当教員】

神田 安積／趙 誠峰／吉田 秀康

## 【授業概要】

この科目では，現実の刑事事件を受任し，并護士資格を有する教員とともに，刑事并護人 としての職務を遂行する。現実の事件を担当することで，刑事関係法令や刑事法理論が現実 の事件にどのように適用されているか，法律家の役割はどのようなものか，身体拘束を受け ている被疑者•被告人がどのような状況にあるか，また関係諸機関はどのように機能してい るか等を学ぶ。また現実の依頼者のために活動することで，弁護士としての倫理，専門職責任などについても学ぶ。
春学期班と秋学期班（各 8 名まで）を募集するが，特に捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため，春学期科班は夏季休暇中に，秋学期科班は春季休暇中に開講する。

## 【授業の到達目標】

現実の事件処理をとおして，刑事弁護の仕組み，刑事弁護人の心構え・倫理などを基本的 に理解し，併せて刑事弁護の重要性を肌で体験することを目標とする。

## 【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては，主に捜査弁護であり，弁護士会が実施している当番弁護制度及び国選弁護制度を利用し，同弁護士の派遣要請を受けて行う。学生が担当す る職務は，依頼者との接見，事実調査，関係者との面談，書類作成，各種申立など，法令が許容する範囲で，可能な限り，弁護士と同様の職務を，学生が主体的に弁護士と同様の責任 を持って行ってもらう。
具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと，当番弁護事件の配点を受けて出動し弁護活動を開始するが，その具体的内容は班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定す る。終了後は全部の班が参加して報告会を行い，最後に各参加学生が報告書を作成•提出す る。

## 【教科書】

特になし。

## 【参考文献】

「刑事弁護ビギナーズ ver．2」（現代人文社）

## 【備考•関連URL】

## $<$ 受講要件等＞

「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とします。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修得要件とします。
＜受講者への要望＞
特になし。

## 刑事クリニック A班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

受任した事案は，被疑者が，自宅において，同棲中の被害者に対し，顔面を殴打し頸部を圧迫するなどの暴行を加え，加療約 1 週間を要する前額部打撲などの傷害を負わせたとい うものであった。
受任したのは逮捕された当日であった。被疑者と接見し，同接見には，受講生も立ち会っ た。被疑者は，当初，被害者の方からつかみかかってきたため，それを振りほどこうとした だけであり，これまでも，同様なことは何度もあり，加えた暴行の程度も極めて軽いもので，被害者に謝れば，被害者も許してくれ，すぐに留置施設からも出られると考えていた。
当初，軽微な事案と考えて，身体拘束からの解放のために，勾留担当裁判官に対する意見書の提出を行い，同裁判官との面接を行った。その後，逮捕直後の被疑者の供述は，相当程度，自己に有利な供述をしており，実態としては，被疑者が被害者に対して，長年にわたつ てドメスティックバイオレンスを行っていたことが判明した。それを前提として，被害者と示談することとした。学生も同席して，被害者と面談し，示談交渉を行い，その後，示談書 の起案を行った。また，被疑者は，被害者と同棲中であるところ，被疑者の両親は遠隔地の居住しており，また，被疑者には東京都内に知人もいなかったことから，被疑者が釈放され た後の被疑者が帰るべき先をどこにするのかなどの環境調整についても検討した。
最終的に，被害者との間で示談が成立し，検察官に対して，不起訴を求める意見書を提出 したところ，被疑者は，勾留延長されることなく，留置施設から釈放された。 その後，検察官は，被疑者を不起訴処分とした。

## 2 受講生より

（1）受講生 1
第一に，実際に事件当事者双方の話を聞いてみないと真相は見えてこないとわかったこ とが印象に残った。被疑者の初回接見に行って話を聞いたとき，事案としては被疑者と被害

者がいつものように喧嘩していたら，いつものように軽く手が出てしまったものであって， あまり大きな事件という感じは正直なところしなかった。被疑者自身の様子も，何か大変な ことをしでかしてしまったというような雰囲気は微塵もなく，どうせ古く出られるのだろ らと思っているような余裕さえ感じられた。実際，検察官に提出する勾留請求をしないこと を求める意見書を起案したときも，事案が非常に軽微である点が本件の最大の特徴である との理解から，この点を強調して文書を作成した。ところが，被害者の女性と会って実際に話を聞いたところ，被疑者の話から私が想像していた態様をはるかに超えるひどい暴行が繰り返し行われていたことが判明し，被疑者の認識と被害者の認識の䔬鹸が大きくあった ことがわかった。このようなことから，関係者の話はできる限り聞いておかないと本当は何 があったらしいのかは見えてこないのだということを実感した。
第二に，刑事弁護活動全般の大変さが印象に残った。私が実際に先生と共に行動をした場面は断片的であり全ての活動を体感したわけではないが，まずスケジュールの厳しさは感 じることができた。刑事訴訟法 203 条以下の身柄拘束期間の縛りがあるため，その期間以内 にまずできる限り身柄解放に向けた弁護活動を行うというスピード感があった。加えて，被疑者の親族とのやりとりも弁護人が行うわけであるが，電話をかけて弁護人であることを名乗ってからすぐにお金の話に入らなければならなかったり，被疑者の引き取りを急にお願いしなければならなかったり，なかなか伝えるのが難しいと思った。見方によっては電話 を受けている側からして詐欺とも捉えられらるのではと思ったりもした。そして一度も面 と向かって会うこともなく，ひたすら電話で話が通じるとも限らない相手と何度もやり取 りをするのは大変なことだと感じた。先生が被疑者の母親に，被疑者とその親族が置かれて いる立場について丁寧に何度も繰り返し諭すように説明されていた姿が印象的だった。ま た，被害者との面談や示談交渉をするにあたって被害者の毎回の大幅な遅刻が目立ってた くさん待たされたり，被疑者がどうでもいい用事で何度も弁護人を接見に呼び出したり，い くら説明しても被疑者の親族の理解がなかなか得られず交渉が難航し示談をしっかりまと めていけるか確信が持てなかったりしても，弁護人は被疑者の一番の味方として地道にそ のような活動も行っていかなければならないのだと思った。
第三に，被疑者が最終的に本当に反省できた（ようである）ことが印象に残った。当初接見に行ったときの被疑者は逮捕歴があり二度目の環境に慣れているとはいえあまりに余裕 で罪の自覚が軽薄であるような態度であったし，勾留中も弁護人をどうでもいい用事で呼 びつけたりして，とても反省するようには思えなかった。しかし最終的には，別人のように様子や態度が変わり，弁護人にこれまでの態度を謝り，弁護活動に対して感謝の意を述べる などし，罪の自覚も深くあるようだった。実際にその被疑者に会うことはなかったが，最終的に深い反省を促すことができたことで被疑者自身の今後の生き方にもいい影響を及ぼし，被害者が納得する形で事件を終わることができたことは，刑事弁護としてとても意味があ ったと感じた。ほんの少しではあるが，その一端として検察官への意見書や示談書の作成等 を通して事件の解決に関わることができ，とても嬉しく思う。

## （2）受講生2

## 1 担当事件の概要

担当した事件は，同棲中の男女間の喧嘩によるDV（傷害）事件である。被疑者は逮捕•勾留後，被害者との示談成立等により釈放され，終局的に不起訴処分となったものである。
2 并護活動への学生としての関与
被疑者逮捕後に受任し，初回接見，勾留請求に対する意見書作成，同意見書等の検察官 への提出，勾留に対する意見書の裁判官への提出，被疑者親族への電話等による被疑者の身元引受と示談金の用意の要請に関する情報共有，被疑者接見，司法警察員との打合せ，示談書の作成，不起訴処分を求める意見書作成と検察官への提出等である。

## 3 学んだこと等

（1）教科書には書かれていない実務感覚
事件処理では刑事訴訟法等の規定を当然遵守しつつ，実務的取扱いにも接し実務感覚の一端を知ることができた。具体的には，（1）勾留決定の通知後，直ちにすべきことは勾留状嫱本交付請求であること，（2）本件が DV 事件であるという検察官の認識を考慮し示談書 の文言を DV 関係法令の用語等を反映したものとすること，（3）接見報告書は接見状況の実感 が伝わるように作成する方が良いこと，（4）被害者からの事情聴取を検察官が行う場合に，伝聞例外の調書（刑訴法 321 条 1 項 2 号文書）を作成する場合と作成せずに 3 号文書利用及 び心証形成だけで済ます場合とが考えられ，後者の場合には公判請求の可能性が低いのが実務感覚であること，（5）検察官との電話等による情報交換から，公判請求，略式命令，又は不起訴処分の何れかにするのかを嗅ぎ分けるのが実務感覚であり，略式命令（461 条の 2， 464 条等）の実務上の実施方法を担当教員から教示頂いたこと，（6）不起訴処分を求める意見書を作成する際，本事件の軽微性について犯情と一般情状を検討した記述が重要であるこ と等である。
（2）関係機関への目配り
事件処理にあたるのは，司法警察職員，検察官，裁判官，弁護士等である。弾腣主義から対立構造を念頭に置いていたが，実務上，相互に立場の違いを尊重しつつ，意思疎通 を円滑にすることが重要であり，延いては被害者や被疑者にも有益であることを学んだ。具体的には，弁護士が検察官や裁判官に面談を申し込むと，事情が許せば応じてくれるし，弁護士が（刑事課のみならず生活安全課の）司法警察職員と打合せをして示談成立後の被疑者 の指導•監督，荷物搬出の方法，被害者の援助方法等を忌憚なく打ち合わせることが肝要で あることを学んだ。
（3）制限時間内の迅速な対応
刑事手続きでは 48 時間（203 条 1 項）， 24 時間（ 205 条 1 項）， 10 日（208 条 1 項） という時間は瞬く間に経過することから，時間内に必要書類（示談書，意見書等）を作成し，検察官が決裁を受ける前に届けること等が必須であることを実感した。

## 4 結語

この刑事クリニックでは，吉田秀康先生と水橋孝徳先生にはご多用中ひとかたならぬ ご指導を頂いた。具体的には，一般接見は1日 1 回がルールであるが，私が 2 回目の接見に臨むに際し，警察署の担当者に強く要請して頂き，一般接見の扱いとなってしまう弁護士接見に同席が認められたこと，不起訴処分を求める意見書の提出に際し検察官との面談をセ ットして頂いたこと，実現しなかったが，勾留に対する意見書を裁判官に提出する際に同席 を交渉して頂いたこと等である。ここに深くお礼を申し上げます。
（3）受講生 3
1 捜査段階での刑事弁護手続について
（1）勾留の理由の 60 条各号や犯情の軽重について改めて勉強できた。
勾留の理由については常に弁護側に有利な事実が揃っているわけでない。そのようなとき でも，不十分な事実であっても，論理を重ねて少しでも被疑者に有利になるように説明する姿勢を学んだ。
また，犯情の軽重についても，普段，量刑について詳しく勉強することはなかったが，この機会に，どのような考慮要素によってどのように判断するかを勉強できて，刑罰に対する意識をより具体的に持てるようになったと思う。
（2）示談において被疑者家族との交渉の難しさ
本事件の特徴として，被疑者をサポートするはずの家族が，勾留されていた場所から離れて いて住んでいたために，横浜に住む兄との交渉まで全て電話で行わなければならなかった点が挙げられる。

幸いにも，被疑者に一定の前歴があったため，電話による最初の一報に対してご家族は信頼 してくれたから良かったものの，最初の電話で不信感を抱かれた場合のことを想像すると，声だけ，話だけ，相手に信頼感を持ってもらえる話し方が重要なのだと改めて感じた。
（3）被害者面談
被疑者の厳罰を望んでいたわけではない被害者にとって，本件事件は被疑者との関係を清算する手段だったように思える。しかし，第三者の観点からすれば，今回はそうでなかった としても，普段においても軽いとはいえない傷害を負わされていたことをみれば，被害者が厳罰を望んでも不思議ではなかった。
それでも，どこかで被疑者のことをどうしても許してしまうような態度をとってしまう点 に，DV 事件の根本的解決の難しさがあるのではないかということを実感する事件であった。今回は，身柄引受をされ，その間に被害者も引っ越すとのことだったが，彼女から連絡をと ってしまう可能性があるのではないかという印象を拭いきれない。DV 事件における解決と は何かということについて，今後も考え続けることになると思った。
2 刑事弁護での心構え
刑事弁護は初動で集中して事件や関係者の情報を一気に集めなければならないこと，被疑

者の要望に合わせるだけでなく，被疑者の家族や被害者，検察官とのスケジュール調整が難 しい上に，先の手続を見通して，臨機応変に書面の準備をしていかなければならない点が難 しいと思った。
被疑者の人柄に自分のモチベーションがかなり影響されることに，率直に驚いた。今回の被疑者は若く自分の状況をかなり楽観的に思っていただけでなく，反省しているといいなが らそうは見えなかった。そのためか，この被疑者を助けるために，努力できるかということ を自問自答している自分に驚いた。
一方で，地理的な要素があったとご自身も述べられていたものの，吉田先生が足繁く接見に通われていたことは，印象的でした。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

受任した事案は，被疑者が，以前勤務していた会社の倉庫において，同所に置いていた鉄 くず等を窃取したという窃盗事件であった。被疑者は窃取した鉄くず等を換金して，それを趣味の釣りなどに費消していた。

被疑者は，定職に就いており，住居地に妻と 3 人の幼い子供と生活しており，普通の社会人として生活していた者であった。
被疑者は，本件犯行を認めており，小遣い銭欲しさと，以前勤務していた際の会社の社長 との個人的な関係から，会社に対する恨みを感じていたことなどから，本件犯行を行ったと供述していた。
受任した後，学生と共に被疑者と接見し，その後，被疑者の妻と母親とも面談して，被疑者の身体拘束からの解放を試みた。

まず，勾留裁判官に対する意見書を起案して勾留裁判官と面談し，その後，勾留決定に対 する準抗告を行った。次いで，被疑者を勾留したものの，警察は10日の勾留期間中に，一度も被疑者の取調心゙を行っておらず，勾留期間に十分は捜査を尽くしていないと思われた ことから，勾留延長決定に対する準抗告をし，さらに，準抗告棄却決定に対する特別抗告を した。また，勾留取消請求書も起案した。
さらに，検察官に対する不起訴を求める意見書を作成し，学生とともに検察官と面談した。被害会社の社長の被害感情が厳しく示談が成立しなかったことなどから，公判請求された ため，保釈請求書を起案して保釈請求をしたところ，保釈は許可された。
なお，公判請求された後，被告人には執行猶予付き判決が宣告された。

## 2 受講生より

（1）受講生1
私が刑事クリニックで学んだことについて述べさせていただきたく思います。
今回のクリニックでまず感じたのが，法律的に考えることと，事案に向き合うこと，両者

のバランスを取りながら思考することの難しさでした。A班は様々な事情から，書面を起案 することが多かったのですが，その書面作成時，条文の要件やその解釈に囚われるあまり，具体的な事案から思考が離れてしまうことが何度かありました。その際には，先生方のアド バイスにより，今回 A 班が担当した事件で，并護側にとつて有利な事情，不利な事情を挙げ ていき，有利な事情をどう主張し，不利な事情にどう反論するのかを考える。その上で，書面においてそれをどう表現するか考える，という方法を取ったところ，非常にスムーズに起案が出来たことを覚えています。事案に向き合うことの大切さは，司法試験，定期試験で答案を作成する際にももちろん重要なことですが，法律を勉強する際には，どうしても教科書 や学校の授業を通しての勉強なので，ともすれば机上の空論，現実の出来事とかけ離れた思考になってしまいがちです。（少なくとも僕はそうなってしまうことが多々あります）今回 の刑事クリニックでは，教科書を通さない実際の生の事件を自分たちで担当するというこ とで，現実の出来事と向き合い，裁判所や検察官のような相手方を説得するような論法を行 うことの重要性を改めて感じました。今後の勉強の際にも，実際の出来事を想像しつつ，法律的思考とうまく絡めて考えていきたいと思います。

次に，法律家の限界と言いますか，法律家の仕事とは何なのかを考えさせられました。今回の事件は，被疑者である Y さんと，被害者 T さんの人間関係のもつれから起こったもの でした。そして，この両者の関係が非常に悪かったことが，Y さんの勾留が長引いたこと，起訴されてしまったことの大きな要因だと思います。（報告会の際，神田先生から，なぜ準抗告等がすべてはねつけられ，勾留が長引くに至ったかというご質問を頂きましたが，僕は やはりこの両者が知り合いで，かつその関係が悪かったことから，罪証隠滅の恐れがないと は言えないと裁判所が判断したからだと考えました。）逆に言えば，このYさんとTさんと の関係が改善できていれば，勾留が長引くことも，起訴されることもなかったのではないか と考えます。もつと言えば，この事件の本当の解決とは，まさにこの関係の改善，つまりY さんにしっかりと反省させ，T さんに許しを得ることだったのだと僕は思います。起訴がな されて，どちらに有利な結果が出るにせよ，結局は両者の間に遺恨が残ったままであり，そ れではきっと誰も救われません。しかし，それは結局は人間同士の感情の問題であり，法律 の条文の当てはめや，解釈ではどうにもならないものです。また，当事者の問題でもあるの で，第三者が介入することで関係が良くなるのかも不明です。その意味で，法律による問題 の解決の限界，そしてその中で法律家はどのように立ち居ふるまうべきなのか，そのことを考えさせられた，今回の活動でした。

以上が私の学んだこと，考えたことです。
（2）受講生2
2月5日に事件が配点されてから，同月 28 日に保釈許可決定を得るまで，A班は1か月近く 1 つの事件と向き合いました。これから先，先生方の指導の下，これだけじっくりと刑事捜査弁護を実体験し，学ぶ機会に巡り会うことは無いと思います。学生の時分に貴重な機

会を頂いたことに感謝いたします。
以下，刑事クリニックで主に学んだことを述べていきます。
まず，捜査弁護はスピードが最優先事項であること。被疑者の身体拘束における「48時間」「24時間」「10日間」「23日間」を私はただの数字としか捉えていなかったのだと今となっては思います。現実はとてもシビアでした。担当検察官はこれらの期間の最終日を待たずして勾留請求•勾留延長請求を行います。并護人はそれを見越して各種書面を作成，提出しなければなりません。連休を挟もらものなら，さらに早く対応しなければならない場面もあります。そして，たとえこちらが作成した書面が結果として通らなくとも，期間はそ のまま通り過ぎます。「捜査弁護は特に出だしが大事である」，そして「文章の完成度よりも，主張できることを主張することに重きを置くべきである」と，今から肝に銘じておこうと思 います。

また，裁判所と「会話」することの難しさも実感しました。依頼者の身体拘束を解く決定 を得ること自体が難しいともつくづく思いましたが，例えば，勾留延長決定に対する準抗告 において，捜查が勾留期間中に尽くされていないことを具体的に指摘したうえ，「そもそも勾留延長請求をする前提を欠く。よってこの勾留延長決定は法の趣旨に反する」とこちらが申し立てたのに対し，棄却決定において，何の踏み込んだ説明もなく「一件記録によれば」
「相応の捜査が行われたことが認められる」とだけ言及され，なかば一蹴されてしまったの には閉口しました。捜査弁護には忍耐強さ，それに加えて，たとえ棄却決定が出てもそれを受け流して次の一手がないか考えるくらいの心の余裕も必要だと感じました。
最後に，＂マニュアル＂の弊害。本クリニックでは初体験のことばかりで，参考図書の「刑事弁護ビギナーズ Ver．2」にはとてもお世話になりました。これと，先生方のアドバイス，時には叱咤激励を頂きながらも， 8 通もの書面を作成できたことは今後の糧となると思い ます。しかし，書面を作成する忙しさの中で，参考図書に頼ってしまうあまり，そこに示さ れた雗型の形式をほぼそのまま用いてしまい，条文に事実を当てはめて主張する基本姿勢 を忘れてしまうことが多々ありました。「新人弁護士に起こり得ることなのか？」と勝手に想像しておりますが，このような失敗を今のうちに経験できて良かったと思います。
以上が，私が刑事クリニックで学んだことです。心残りなのは，当事者とのコミュニケー ションが少なかったことです。相手方被害者がひどく立腹しており，示談交渉ができなかっ たのみならず，依頼者の拘束場所である警察署の対応が厳格で，私達学生の接見がそれほど多くはできませんでした。事件内容•当事者のみならず，担当警察署によってもこれほど活動の幅が左右されるとは想定していませんでした。当事者との信頼醸成も刑事弁護の要だ と思いますが，書面作成を通じてご期待に応えるだけではなく，取調べへの対応などについ て依頼者と一緒に検討する経験もしてみたかったと感じる次第です。
最後になりますが，A班のみなさんと活発に議論できたこと，先生方と刑事クリニック活動の内外を問わず交流する機会に恵まれたことに，感謝申し上げます。ありがとうございま した。
（3）受講生 3
 たことは「事実を接見で拾うこと」「依頼者が事件について否認しているのか，認めている のか考えて対応すること」そして「初心を忘れない活動をすること」と記憶しています。当日の午後，事件が配点され警察署において一般面会の形で初回接見をしようと試みたもの の，設備上の問題で拒否されてしまいました。翌日，別の署に移送された被疑者に面会する ことができました。年齢，端的な事件内容のみを知る状態でアクリル板越しに依頼者と面会 したときは，想像以上に用意した質問を初対面の方に聞くのは難しいなと感じ，依頼者が生 の人間であることを実感させられました。その後，依頼者の奥様とお母様との面会に立ち会 い，実際に身体拘束され外部との連絡手段を絶たれ，家にも職場にも行けない状況になって いるという事実に触れ，早く身柄を解放することを最優先事項として書面の作成にとりか かりました。

書面は大変多く作成しました。勾留請求に対する意見書，勾留決定に関する準抗告申立書，勾留取消請求書，勾留延長決定に対する準抗告申立書，勾留延長に対する準抗告を棄却した決定に対する特別抗告申立書，不起訴処分を求める意見書，保釈請求書を作成し，それぞれ に先生方の接見の報告書も付したので書面数はかなり多く，その間の依頼者との面会は私 においては先述の1度のみでした。書面を作成していく中で感じたことは，捜査弁護は取調 べ状況を知る術が，接見で聞き出すか，捜査機関に連絡をとるかしかなく，事実関係を知る うえで接見は非常に重要であり，依頼者から「事実を拾う」力はがないと書面作成に必要な事実を充分に得られないということです。そして，そうして得た情報をもとに書面を作成す るにあたっては，やはりスピード勝負であり，早く提出しそれなりの内容で勝負することが不可欠でした。そして，使う事情はあまり変わりがなくなってくるのですから，次の書面を どのように作るか，先手先手で動くことが重要なのだなと実感しました。報告会で，今回の流れを説明していた班の仲間が，「ここまで身柄拘束を解くのに時間がかかってしまい申し訳なかった」，と言ったことについて，先生から「それは正常な感覚であり，得てして忘れ がちな感覚である」とおつしゃっていました。「初心をわすれず」に，たとえ実務の世界で保釈が認められず，今回において認められた保釈は早い方であっても，一刻も早く出たい， という依頼人の利益に寄り添い，そのような感覚を大切にするべきなのだなと実感しまし た。

報告会で私たちが指摘され全員が考え込んだのは，やはり余罪についての対応を問われ たときであったと思います。どんどん認めて捜査が長引かないようにするという策をとっ たことに対し，「追起訴の可能性も否めないのではないか。認めなければ起訴するに必要な証拠集めができないこともあるし，素直に認めたことにより追起訴されてしまう可能性は考えなかったのか」とのご指摘を受けました。この点は，私たち誰もがあまり班で議論した りしてこなかったので，答えに窮してしまいました。ただ，積極的に捜査機関が把握してい

ない日時について話すことはできず，犯行時の防犯カメラの映像等主要な証拠は捜査機関側が入手済みであること，そして，「スピード勝負」であり議論しつつもある程度のところ で提出をしてしまうことを優先した結果，余罪の罪証隠滅のおそれがないということがネ ックであったであろう文書を多く書くにあたっては，余罪を認めた方が説得力を有し，担当副検事との面談だと，おそらく追起訴はないであろうと思われます。そうした状況下で，こ のような方針で弁護活動したことに間違いはなかったのではないかと思いました。
書面を多く書き，苦労した部分もありましたが，大変勉強になり先生方と班の仲間に感謝 で一杯です。

## （4）受講生 4

今回私が担当することになった事件は，犯罪名，その性質等からすれば，いわゆる刑法事例のお手本のような事例でした。しかし，その内容はやはり生の事件，実際に起こっている事件なのだと感じさせるものでした。
まず，事件が配点されて初回の接見に行った際感じたことは，警察とのやりとりの難しさ です。自分が行った署は，仮庁舎だったこともあって初回接見が部屋の広さの関係でできな かったのですが，その際 AA の加藤先生が取り調べをするために待機を促してきた警察の人 に対し「速やかに接見をさせなさい」という旨の発言をなされたのですが，実際に警察への権利主張というのを目の当たりにしてこういった交渉をするのだということにまず驚きを感じました。
次に感じたことは，接見の難しさです。二回目の接見に同行させていただき，実際に質問 をさせて頂いたのですが，とにかく話を引き出すことが難しかったのを覚えています。何を質問しなければいけないのか，どう聞けば聞きたいことを答えてくれるのかが事前に準備 をしていただけでは足りず，相手の答え次第でその場で臨機応変に話を深める大変さを感 じました。
また，書面を多く自分たちは作成したのですが，その書面作成自体の大変さに加え，スピ ードがいかに大切であるかを学びました。一つの書面を作成している間でも新たな事実が どんどん出てくるらえ，並行して別の書面を作らなければならなかったり，裁判所や検察官 の動きによっては出すタイミングが難しい書面が出てきたりして，ただ書面を作成すれば いいわけではないという難しさがありました。もっとも，書面自体は続けて多く書くうちに どこをメインに据えればいいのか，どこの部分なら引用していいのかというのを先生方の助言を頂きながら理解できたので，量は多かったのですが自分の力になったのかなという実感は得ることが出来ました。
加えて感じたことは，被疑者，依頼者の利益とは何なのかということです。早く釈放する に越したことはないのですが，その際に被疑者にどのようなアドバイスをすべきなのかど らかは事案によって様々であり，その初動によっては結果に大きな差異をもたらしてしま うこともあるという恐ろしさを感じました。

ここには書ききれないほどに様々なこと感じさせて頂けた刑事クリニックでの活動でし たが，一番の心残りは最初の勾留決定に対する準抗告が遅れてしまったことです。あれだけ冒頭に主体として動く自覚を持てといわれていたにも関わらず，先生たちから何も言われ ていないことをいいことに動けなかったことが残念でなりません。

総じて経験，反省を含めす心゙て将来に役に立つものでありました。

## 刑事クリニック B 班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

取り扱った事件：暴行被疑事件
事案の概要：夫婦間で口論となり，夫が妻を平手で一発叩いたという事案
活動の概要：受任直後の初回接見に学生 1 名が同行（秘密接見）。その後，被害者である妻 との面会に他の学生 2 名が同行。職場の上司に対しては学生自身が架電して事情聴取実施。検察官に対する勾留請求阻止の意見書を学生とともに起案し，検察官との交渉に学生 4 名 が同席。学生からも検察官に勾留の必要性がないことを述べてもらった。
勾留決定後，勾留決定に対する準抗告申立て。準抗告申立書の起案を学生とともに行い，準抗告認容，勾留請求却下。

依頼者が警察署から釈放されるところに学生が迎えに行き，依頼者の自宅まで同行し，今後 の注意事項などのアドバイスをした。
その後不起訴にすべき意見書を起案し，依頼者は無事に不起訴となる。

## 2 受講生より

本件の被疑者は当初その言動から事件に対して真の意味で反省しているとは言い難いよ うな印象を受けたが，被疑者が何を言っても自分だけは責めずに味方になろうと考え，また本件を通じて捜査機関と被疑者側で対等な地位を築くためそうすべきだと実感した。

私は最初本件が家庭内の比較的軽微な暴行事件であることから家庭内の問題に介入し被疑者を身体拘束した捜査機関の判断に疑問を持っていた。しかしむしろ被害者に逃げ場の無い家庭内の事件だからこそ強制的に距離を置かせる必要があるケースもあると教わり， また本件を通じての被疑者•被害者両者の心情の変化などを聞いて今回逮捕されたことは被疑者•被害者両者の今後にとって良い方向に作用するのではないかと考えるようになっ た。このように家庭内の問題であるという事実一つでも被疑者側の視点と被害者や検察官 や裁判官としての視点で評価が大きく変わり，それぞれに対応した視点で弁護活動を組み立てていくことの重要性を実感した。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

取り扱った事件：暴行被疑事件
事案の概要：ガールズバーの会計を巡ってトラブルとなり，相手の髪の毛を掴むなどしたと される事案
活動の概要：初回接見に学生 4 名同席（秘密接見）。うち 1 名に最初の依頼者からの事情聴取を担当してもらう。
その後，学生と弁護士とで関係者への事情聴取を行い，学生自身に電話にて家族との連絡を取ってもらう。
その上で検察官に対する勾留阻止を求める意見書起案。勾留決定後，勾留決定に対する準抗告申立書を起案。その後被害者との示談交渉に学生全員が同席
その後示談成立。釈放。不起訴。

## 2 受講生より

私が，約1か月間にわたる刑事クリニックを受講して，学んだことは 2 つあります。活動 の感想を交えながら，この 2 つの事項を中心に，活動を報告しようと思います。
まず，限られた情報源，少ない情報の中で，捜査弁護を行うことは非常に難しいということ を学びました。被疑者が警察署に留置され，送検される場合には，72時間という限られた中で，事件の概要をつかみ，被疑者の釈放に向け，適切な弁護活動をする必要があります。 しかし，配点時に分かった情報は，○○事件という罪名のみでありました。したがって，被疑者との接見を通じて，何が起こったのかを聞き出すことが大変重要であることが分かり ました。今回の接見が私にとって初めての接見となりましたが，事件の概要や釈放に向けて重要なアドバイスをすることから，立会人のいない状況で行われる秘密接見が重要である ことを実感しました。接見後は，限られた情報の中から，検察官が勾留請求をする場合に予想される被疑者が該当する勾留要件を予想し，いかなる説明や証拠があれば，勾留請求をし ないように検察官を説得できるのかを考え，行動しました。この活動が最も印象に残りまし た。法律の知識として，勾留要件が何であるのかを抽象的に知っているだけでは全く役に立 たず，本件で予想される罪証隠滅の具体的態様や逃亡のおそれの要因を具体的に考え，考え らる証拠の中で，72時間以内に作成することができ，かつ，有効な証拠を考え，行動しな ければならないことが分かりました。普段の学習においても具体的に考えることは意識し ていましたが，改めて実務において具体的に考えることが重要であることを認識すること ができました。
次に，短時間で，簡潔で筋の通った書面を作成することの大切さを学びました。
活動の中で，勾留決定に対する準抗告申立書，勾留決定に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告申立書を作成する機会がありました。勾留請求に対する意見書を作成した時点と手持ちの情報についてあまり変化がない中で，説得的な書面を作成することは非常に難しか

ったです。勾留要件との関係で有効と考えられる証拠を追加したり，類似の判例を用いたり すると，書面の説得力が増すことが分かりました。特に，特別抗告との関係では，判例違反 や憲法違反の主張を行う必要があり，実務において普段の学習が活きることを実感しまし た。また，実際にこのような書面を作成することで，刑事手続きにおける不服申し立ての手段や刑事訴訟法の条文の理解を深めることができたと思います。
ほかに印象に残った活動は，示談交渉です。示談交渉を行う中で，そもそも示談と勾留との関係を考える機会があり，示談は単純に金銭賠償の約束ではなく，事件との関係において当事者間で解決しておくことが望ましい事項について合意を行うことが重要であることを学 びました。また，交渉テクニックや相手方の気持ちを汲み取る必要があることも学ぶことが できました。
刑事クリニックの活動を通じて，捜査弁護の実務を知ることができ，刑事弁護に興味を抱 くとともに，普段の学習の重要性を再認識することができました。

## 刑事クリニックC班 <br> 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

東京都青少年健全育成条例違反で通常逮捕された依頼者より依頼を受け，受任しまし た。被疑事実は，S N S で知り合った女子高生が 18 歳未満であることを知りながら，性行為に及んだという事件でした。依頼者は外形的事実を認め，早期釈放を希望していたことか ら，定まった住居が大分にあり，また同種前科がありましたが，勾留の回避と略式起訴（罰金）を目標としました。受任当日，依頼者の父親（地方の県在住）から身柄引受書を取得し，翌日，検察官に対し，勾留請求をせずに釈放すべき旨の意見書を提出しました。同日，検察官 が勾留請求をしたため，その翌日，裁判官に対し勾留請求の却下を求める意見書を提出した ところ，裁判官は勾留請求を却下し，依頼者は釈放されました（依頼者は，熊本の実家に戻 り，福岡の勤務先に通勤）。その後，取調べに応じたものの，署名押印を拒否する一方，被害者の保護者との示談を成立させ，終局処分は略式起訴（罰金 7 0 万円）となりました。

## 2 受講生より

刑事クリニックに参加して特に印象に残ったこととして，以下の 2 点が挙げられます。
1つ目は，学生が主体的に活動することができた点です。配点された罪名から事件の内容 を推測し，依頼者から，事件の内容，そして早期に身体拘束から解放するために勾留の要件 の有無を確認するための質問を用意し，警察の接見室にて事情聴取しました。また，検察庁，裁判所に提出する意見書を一から起案しました。釈放後は，依頼者から長い時間をかけて被疑者にヒアリングしました。私たちが一貫して考え行動し，何を獲得目標とするか，そのた めにどのような質問をするか，意見書において何を伝えるべきか，そのために何を強調する べきかを考え，実行しました。主体的に活動し，やりがいを感じ，自分の殻を破ることがで

きたことはクリニックを通して得た財産であると思います。
2 つ目は刑事弁護に対する姿勢を学んだことです。毎回の活動後に，それまでの活動です べきであったことややり残したことはないかを確認し，私たちにも意見を求めてくださる姿を見て，真摯な弁護士活動とはどのようなことかを学ぶことができました。また，検察官 や裁判官との面談，被疑者からの相談に際して，ときにこちらの意表をつく問いかけがなさ れることもある中で，被疑者の利益と不利益を常に比較衡量し，瞬時に状況判断をする力は，被疑者にとつて最善の弁護活動を行う上で非常に重要でした。それは先生方が見せてくだ さった日々の内省と，もれのない弁護活動を行うことに努める真摯な姿勢によって得られ ることを強く感じました。

刑事クリニックは法曹を目指す気持ちをさらに強くしてくれるものでした。同時に，活動 の中で，日々の勉強がいかに大切かを痛感しました。将来，実務家として刑事事件に関わる ことができるよう，改めて大学院での勉強を頑張る決意をしました。

## 臨床法学教育（労働）

## 【担当教員】

小林 譲二／島田 陽一

## 【授業概要】

臨床法学教育（労働）では，実社会の生の素材を利用することで，学生が実社会の中で「生 きた法」を学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する ことを目的とする。
学生は，大学附属公益法律事務所において，弁護士教員の指導の下に，現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で履修を行う。
労働事件に関与する法律実務家には，労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされる。また，労働訴訟においては使用者に証拠が偏在しているこ とが多く，法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には，事実調査や立証•尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあり，また，経済的弱者である労働者の ニーズに応えるために公益的観点から受任することも必要とされる。

このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために，労働クリニ ックは，学生に実際に発生した労使紛争の実情に接し労使紛争解決手続に関与させること により，労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供するものである。

## 【授業の到達目標】

労働法の実際の適用場面を体験することにより，実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き，それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

## 【授業計画】

労働クリニックは，弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行 われる。
学生が履修する基本的内容は次のとおりである。
（1）法律相談
学生は，弁護士教員の指導•監督のもとに，労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取 し，法的アドバイスを行う。相談票や相談報告書を作成し，教員に提出する。
（2）受任事件への関与
学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切•可能と判断さ れる相談案件は，指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は，労働者を依頼者と

する事件に限定する。学生は，指導担当教員が受任した事件について，指導担当教員の指導 のもとに，事実調査及び法的分析を行い，交渉事件については通知書や合意書の案を作成し，訴訟事件については訴状•準備書面など各種書面の起案，依頼者との打ち合わせ，弁論期日 の傍聴などを行う。
（3）事例検討•研究会
学生は，指導担当教員の個別指導のほか，相談案件•受任関与事件等についての事例検討 や討議を行う。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

労働相談の手引きとして参考となるものに『労働相談実践マニュアル』がある。クリニッ クには，その他の参考文献が整備されている。

## 【備考•関連U R L】

＜講義実施スケジュール＞
表記上，通年で実施する科目とされていますが，実際の講義実施スケジュールは，春学期 かまたは秋学期のみであったり，取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。また，原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが，受講生の応募状況によっては，秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会 に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わ せ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修得要件とする。
労働法 I，II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。
＜他の授業との関連＞
労働法 I，II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。
＜受講者への要望＞

特になし。

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

本年度春期の労働クリニックの受講生は，いずれも 3 年生で 3 人であった。扱った主な事件は，（1）2017 年度から引き継ぎ事件である会社の退職•転職に際して，労働者が会社の就業規則に規定されている退職後の競業避止義務•秘密保持義務に関し会社の指定する誓約書を提出しなかったことを理由とする退職金の減額事件，（2）賃金体系の不利益変更に会社内で唯一同意しなかったことを理由として報復的な退職強要を目的とする異職種配転事件，（3）実質的には協調性の欠如を理由とする雇い止めであるのに，経営上の理由•人員整理 を目的とするかのような雇い止め事件，（4）コンビニでの学生アルバイトに対して，実質的に は整理解雇であるのに，未成年者に酒類を販売した，廃棄予定物を窃取したなどとして損害賠償請求をするとの脅しのもとで退職させた事件の 4 件である。
いずれも興味深い事件ばかりであったが，①については，退職後の企業と転職後の企業と の間でなお取引が継続していたこと，事件の主要なメンバーの疾病罹患により提訴は中断 することとなった。（2）については，東亜ペイント事件最高裁判決の規範に照らしても配転命令の濫用性は明白であったことから，受任して会社に内容証明郵便を送付し，速やかに会社代理人と交渉した結果，春期中に退職前提ではあるが，金銭解決で終了した。本人も納得の結果となった。（3）についても，経営上の理由が存在しないことが明らかであったから受任し て内容証明郵便を送付し，直ちに代理人交渉に入ったが，本人の疾病罹患により提訴自体を断念した。（4）については，会社の主張には何ら合理的な理由がなく，何ら心配することはな いことを本人に説示して 1 回の相談で終了した。
上記の聞き取り，内容証明郵便の起案，要求の整理等については，受講生が行い，教員が手を入れた。本人からの聞き取りの難しさ，事案整理，法律構成，内用証明の送付と相手方代理人との交渉など，いずれも学生にとって大きな刺激となったように思う。

## 2 受講生より

（1）受講生 1
私は，春学期に労働クリニックを受講してとても貴重な経験を得ることができたと思い ます。
まず，受講してよかったと思う点についてですが，労働法は市民の生活に密着した必要不可欠の法律であるのにもかかわらず，実際に労働に従事したことのない学生が教室で学ん でいるだけでは範囲が広範であるため一見して分かりにくい法律であると感じていました。私は春休みにエクスターンシップを経験し，ある程度実務ではどのように労働法によって労働者の権利を保護しようとしているのか理解したつもりでしたが，あくまで法律事務所 にお邪魔しているという形でエクスターンシップに参加しているので，今回のクリニック

授業を受講することによって，適用すべき法律を選択し，自ら相談者の方から必要な情報を引き出し，得た情報から要件にあてはめるといった実践的な作業を実際に自分たちで行っ たことは，これから法曹を目指す私にとってモチベーションの上昇に繋がりましたし，相談者の方の置かれている状況を知ることでどのような法曹として学んだ法的知識を生かすべ きなのか，と考える良い機会になりました。
反省すべき点ですが，やはり相談者の方の感情に左右されてしまったことです。相談者の方は追いつめられてクリニックに相談に来られているため，事実を得るために様々な質問 をしているときに感情が高ぶって泣き出してしまう場面が数回ありました。質問者である私は，そのたびに動揺し質問を中断してしまいました。また，相談者の方のお話が脱線した ときに，話を本筋に戻すことも困難なことでした。

このように相談者の方とのコミュニケーションが非常に難しかったことが反省すべき点 だと考えます。

また，実際に事件を扱うクリニックの性質上仕方ないのかと思いますが，秋学期のグルー プが労働委員会に見学に行ったと聞き，春学期のグループにおいてもクリニック事務所外 で活動をしてみたかったと思います。
（2）受講生 2
第1，クリニックを受講してよかった点
労働事案については，学生にとって特に馿染みのない事案であり実務上の問題であるた め，基本書を中心とする勉強法では想像しきれない労働関係があり，労働クリニックを受講 させて頂いたことで，より具体的に考えることができましたし，労働問題が人々の生活の財産上の基盤であるだけでなく人間関係•生活上の基盤であることを理解することができま した。
また，実際に相談に入ることがでたことで，必要な部分をどのように相談者の方から引き出すのかを意識し，学ぶことができました。
そして，実際の相談を受けた上で，文面上にする過程においても，経験することができ， どのような記載の仕方がより説得力のある内容として良いのかを学ぶことができました。第2，反省すべき点
限られた時間の中で，相談者の方の話をどこまで聞くのか，事案解決のためにどこまで聞 くべきなのかが難しく，必要のないところに時間を割いてしまった。
時系列に沿って相談を聞けば良いところを論点に意識が向いてしまい，効率よく話を聞 くことができなかった。
クリニック自体については，実際にクリニック受講を考えている人については，クリニッ ク受講前の学期で実際にどのようにやっているのかを見学する機会があれば，参加したい人も増え，参加後もクリニックのイメージがつきやすいのではないかと思いました。
（3）受講生 3

## 1 労働クリニックを受講して良かったと思う点

現実に発生した労働契約上の問題を前にして，要件事実を意識しながら，相談者の方に質問し，必要な情報を聞き出すということがいかに難しいことなのかを実感し，このような質問の技術が弁護士の腕の見せ所であることが分かったことで，将来の自分が目指す弁護士像に近づくために意識的に磨いていかなければならない技術の一部を，実務に出る前に確認することができました。

また，内容証明郵便の起案をすることにより，実務家が書く文章と今の自分の書く文章と の差が分かり，自分に欠けていた観点等が明確になったこともとても良かったです。
さらに，試験対策上も，その事案で問題となる論点を抽出する力が試されている点，依頼者 の要求を最も満たすことのできる法律構成を考える点，当該事案の具体的事情に基づいて起案をする点で，大いに自分の力になったと思います。

## 2 改善すべき点

事前に作成した質問事項にこだわり，実際の相談者の発言から想起される質問事項に気 づくことができなかったこと，そのうえ，事前に作成した質問事項も十分でなかったことが改善点として挙げられます。自分の質問では分からなかったことが，先生の質問ですんなり と明らかになったことがしばしばありました。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

秋期の受講生もいずれも 3 年生の 3 人であり，扱った主な事件は，内定決定後にうつ病罹患の事実を告知したことを契機に，会社が，本人に産業医受診を要求し，本人の不同意で あるのにもかかわらず，人事部担当者の同席を実行し，また産業医は主治医の聞き取り以上 にプライバシーを聞き出し，さらに本人が拒否しているにもかかわらず家族の同席を求め て，本人には業務遂行能力がないと断定•告知したうえで，最終的に業務遂行能力がないと して内定取り消しを通知したという事件である。これは障害者雇用促進法違反の不利益取 り扱い，内定取り消しに関する最高裁の判例法理違反が問題となり得る事件であったが，事実関係，法律構成の調查と確定が本人の対応等からクリニックで扱うには難しい面があっ たことから，その旨本人に告知した結果，相談のみで終了した。しかし，事案としても，法律論としても追求することには大きな意義があったことから，秋期の主な事件として取り扱った。本件は，学生にもまた教員にとっても，障害者雇用促進法 35 条違反の意義，内定取り消しに関する大日本印刷事件最高裁判決の法理の意義，さらには内定決定後に労働者自らが疾患を告知した場合の不利益取り扱いに関する労使の利害対立についても考察する大きな材料となった。

なお例年どおり，他に，事務所訪問のほか，秋期には，労働委員会見学もできたことを付記しておく。

## 2 受講生より

（1）受講生 1
クリニックの受講は 2 度目でしたが，1度目に受講した 2 年春学期とは異なり，法律相談 でどのようなことに着目して依頼者の話を聞けば良いのかのイメージを以って望むことが できたため，非常に勉強になりました。また，先生の事務所見学や労働委員会見学も経験で き，労働法がどのようなものかを少なからず立体的に把握することができるようになった と感じました。他のクリニックでもこうした実地研修的なものを取り入れていくと良いの では無いかと思います。

## （2）受講生 2

今回の相談者の方二名は，いずれも私たちと同世代の方で，今後はどのように生活してい くのか，という点も考慮しつつ相談を受けました。うち一名は，ご本人は会社と争う意思を お持ちでしたが，私たちとしては法的には見込みがあるもののご本人の今後の生活のこと も考えると争うことはあまりお勧めできないとの結論にいたりました。法律家である弁護士は，法的な見解を述べるだけでなく，ある手段をとることで相談者に生じる心理的圧力な ど相談者のその後の生活のことも考えながらアドバイスをするのだと学ぶことができまし た。
（3）受講生 3
私は今回のクリニックを通して法律相談の難しさを痛感しました。当該事案に対してど のような解決策を示すべきかは単純に法的にどのような主張が有利かという点のみで考え ることはできず，相談者の現在の生活状況や今後の見通し，精神状態など様々な視点から検討することが必要であり，人を相手にする仕事である法律家の難しさを実感しました。今回 クリニックの授業を通してこれらのことを学ぶことができ，とても貴重な体験ができたと思います。

## 臨床法学教育（障害法）

## 【担当教員】

池原 毅和／大石 剛一郎／菊池 馨実／黒嵜 隆

## 【授業概要】

2007 年 5 月，国連で障害者権利条約が発効し，わが国も 2014 年に批准した。2016年4月 には，障害者差別解消法が施行された。このように，障害をもつ人を取り巻く法制度が大き く変わりつつある現況にあって，障害をもつ人の多くは，依然として社会的マイノリティー として留め置かれ，福祉サービス，雇用，教育，交通•通信手段その他の面で厳しい状況に おかれている。こうした中で，障害法（Disability Law）という法分野が存在し，この分野 に特化した活動を行っている実務法曹が一定数存在するアメリカと同様，わが国でも，法曹人口の増加，法化社会の進展なども相まって，障害をもつ人の権利保障に関心を寄せる実務法曹を育成することが求められるであろうとの認識の下，この分野の体系的な知識を実務 との接点をもちながら習得する機会を提供する。わが国の法科大学院で他に例をみない障害法をめぐる本格的なプログラムである。

## 【授業の到達目標】

障害をもつ人を取り巻く法制度と法律問題の基本的概略を理解する。その際，単なる座学 の講義にとどまらず，クリニックとしての位置づけを存分に活用し，現場での活動を織り込 むことにより，障害をもつ人が置かれた現状を実地に把握する。このため，受講生は，実務家教員が企画するフィールドワーク（施設•病院訪問，法律相談など）の機会のうち，自ら関心ある活動のいずれかに参加することを求められる。できるだけ受講生の希望に沿うよ らに努めたい。

## 【授業計画】

障害法の総論に関わる部分（障害とは何か，憲法的基礎，障害者権利条約，最近の障害者施策の動向など）につき，コーディネーターでもある菊池が 1 回程度の講義を担当する。ま たアメリカ障害法に詳しい池原が，アメリカのデュー・プロセス論を中心とした先進的な判例理論や実務家の活動を参考にしながら，日本への実践的な活動への適用可能性につき，1回程度の講義を担当する。

各論については，障害が非常に多岐にわたることから，各実務教員の専門に照らして，精神障害（池原毅和），知的•発達障害（大石剛一郎），身体障害（黒部隆）の分野ごとに，そ れぞれ 3 回程度の講義を担当する。その際，雇用•福祉•教育•権利擁護•刑事手続といっ た幾つかの共通テーマを設け，各障害の特殊性•固有性を浮き彫りにするよう努めるととも

に，各教員が手がけた訴訟ないし相談事例などを用いて，臨床的技術の修得を図る。なお今年度から，早稲田大学法務研究科で学び，障害法クリニックを受講した若手弁護士数名が，各実務教員を補佐する形で教育等にあたる。

## 【教科書】

特定の教科書は用いず，各教員が配布する資料による。

## 【参考文献】

授業の際，その都度指示する。

## 【備考•関連U R L】

$<$ 受講要件等 $>$
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

## ＜受講者への要望＞

障害をもつ人を取り巻く施策や諸問題に関心を寄せる学生の参加を歓迎する。通常の弁護士等の業務の中で，障害をもつクライアントなどに関わる場面も少なくないと思われ，そ の意味で将来，障害法に本格的に携わることにならないとしても，本クリニックの受講は有意義であろう。

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

研究者教員である菊池が，障害をもつ人びとを取り巻く日本の法状況につき，菊池他編『障害法』（成文堂）をテキストに，理論的かつ総論的に概説を行った後，実務家教員であ る池原•大石•黒嵩が，それぞれ精神障害（池原），知的•発達障害（大石），身体障害（黒㩊）の分野を中心に，自身が手掛けた裁判例など実例を織り交ぜながら講義を行った。また，過去に当クリニックを受講した若手弁護士の協力を得て，担当教員の補佐役として，それぞ れが現在抱えている案件についての解説を行ってもらった。

こらした座学による障害法の修得だけでなく，学生の興味関心に応じて，精神病院への訪問，障害者施設見学など，キャンパスを離れた実地の経験の機会を提供した。
障害をもつ人びとの権利擁護•権利保障に関心を寄せる者に限らず，実務法曹を目指す者 にとって有用な視座を提供するプログラムであると自負しているが，受講生が限られてい るのが残念であり，さらなる PR に努めたい。

## 2 受講生より

障害法のクリニックの授業を終えて，相手の真の意図するニーズを汲み取ることの大変 さを学びました。実際に，依頼者の方とお会いし，お話を伺ら機会があったのですが，ヒア リングを進めるらちに，何について解決をしたいのか，本人の真意はどこにあるのかが分か らなくなることがあり，相手の意図を的確に聞き出すことの難しさを痛感しました。また， ヒアリングの場面においては，法的な面だけの解決ではなく，依頼者がこれからの生活をど うしたいのかを踏まえた多面的な相談を行い，未来へ向けた生活の支援も，法律家としての大切な仕事の一環なのだと学びました。
座学の面では，事件の解決のために，どういった方法をとり得るかを検討する機会が多く，民事や行政•刑事など多くの手法を組み合わせながら，事案の解決に向け，法律構成を組み上げていくことに，難しさと楽しさを感じました。いままで，障碍者の方を支援するために は，特別法の特殊な知識を多く知っていることが求められるとばかり考えていましたが，実際には，民事•行政•刑事の基礎的な知識をきちんと理解していることが重要であると思い ました。民事と行政に関しては苦手意識が強く，勉強を避けがちだったのですが，今後はき ちんと基礎の習得に努めたいと思います。

## 臨床法学教育（商事）I•II

## 【担当教員】

I：尾崎 安央／松本 真輔
II：奥山 健志／黒沼 悦郎

## 【授業概要】

## 《I A•I B 》

本クリニックは，企業法務の弁護士が行うM\＆A，会社訴訟，法律相談等の具体的な作業内容について，まず講師からそれらについて実務的な観点から解説する講義を行った上で，具体的な事例（基本的には仮想事例を想定しているが，適切な事例があれば，実際の事例を取り扱う可能性もある）に基づき，受講者にその基本的な作業を実際に体験してもらい，そ れに対して適宜講師よりコメント・指導等を行ら形式で実施する。M\＆Aの契約交渉，会社訴訟の訴状•答弁書の作成に関しては，受講者を 2 つのチームに分け，チーム対抗で行うな ど，チームでの共同作業も体験してもらう予定である。大学の講義•演習では，特定の法律 しか問題にならない事例を取り扱うことが多いと思われるが，企業法の実務では，会社法に限らず，金融商品取引法，独占禁止法，労働法，租税法等の関連法令，取引所規則等，企業関係の複数の法令等が同時に問題となることも多く，本クリニックでは，そのような複数の法令等（その中には受講者が未修の法令等も含まれる可能性がある）を調査•考慮すること が必要になるような作業も体験してもらう予定である。

## 《II》

本商事クリニックでは，企業法務の現場において取り扱っているM\＆A等の契約実務，商事紛争，ストック・オプション等のインセンティブプランの設計，社内規程の設計等の企業法務の基本的な流れを理解，体験してもらうことを目的としている。本商事クリニックでは，生の事件を直接取り扱うことは予定していないが（適切な事案があれば，取り扱う可能性も ある。），生の事件に題材を得た仮想事案等を用いて，企業法務の現場や会社法を始めとする法令の実際の運用の仕方を体験してもらいたいと考えている。

## 【授業の到達目標】

## 《I A•I B 》

会社法をはじめとする企業法について実務的な理解（企業法の条文・ルールが実務におい てどのように適用•使用されているのか等の理解）を得るとともに，実務に必要なヒアリン グ・質問能力，法律調查能力，文書作成能力，プレゼンテーション能力，交渉能力等を習得 してもらうことを目標とする。

《II》
企業法務の現場で行われている作業を，その背景，理由等も含めて理解，体験することに より，実務家として対応できるリサーチ能力・メモランダム作成能力を身に付ける。また，会社法を始めとする法律が，実際に企業法務の現場でどのように運用されているのかを知 ることにより，司法試験に向けた会社法等の学習の実をあげることも目標としている。

## 【授業計画】

《IA•IB》
第1回 イントロダクション ※チーム分けも第1回の授業で行う予定のため，受講希望者はできるだけ第 1 回の授業に出席することが望ましい。ただし，第 1 回の授業への出席 を受講の条件とまではしない。
第2回 M\＆Aのプランニングに関する講義
第3回 組織再編に係るスケジュールの作成等
第4回 M\＆Aの法務デュー・ディリジェンス（「法務DD」）に関する講義
第5回 法務DDに係る資料請求リストの作成等
第6回 M\＆A契約に関する講義～前提条件，表明保証，誓約，補償等
第7回 M\＆A契約の作成
第8回 M\＆A契約に対するコメント
第9回•第10回 M\＆Aの契約交渉
第11回 会社訴訟の実務に関する講義
第12回 訴状の作成
第13回 答弁書の作成
第14回 企業法務に関する法律相談・メモランダムに関する講義
第15回 メモランダムの作成
上記は一応の予定であり，学生の希望や状況に応じて変更される可能性がある。
なお，一部授業の実施を講師（松本）が所属する中村•角田•松本法律事務所（大手町）
で行う可能性があり，その場合，日程等は受講生の都合を踏まえて決定する。

《II》
仮想事案に基づくM\＆Aに関連する契約書（秘密保持契約，株式譲渡契約等）の作成•検討，契約交渉におけるドラフトへのコメントの出し方，M\＆A契約の模擬交渉，法令調査• メモランダムの作成，仮想事案に基づく商事紛争事案への対応の検討（依頼者からのヒアリ ング，答弁書の作成等），各種法律相談等の実務を理解，体験してもらうとともに，リサー チ・メモランダムの作成方法等について指導を行う。なお，M\＆A契約の模擬交渉に際して は，受講者を 2 つのチームに分けて，チームでの作業を行ってもらうことも予定している。

現時点で想定している具体的テーマは以下のとおりであるが，授業の進捗や学生の要望 に合わせて随時変更することがある。

- M\＆Aに関するスキーム，プランニングの検討
- M\＆Aに関連する契約書の作成，検討
- 契約書に対するコメントの出し方
- 法務デューデリジェンスの実務
- 判例•文献のリサーチ，メモランダムの作成
- M\＆A契約に関する模擬契約交渉
- 開示資料の作成，検討
- 商事紛争事案への対応（ヒアリング，書面作成）
- 社内規程（定款，取締役会規程等）の作成•改定に関する法律相談
- ストック・オプション発行要項の検討

なお，一部の授業を実務家教員（奥山）が所属する，森•濱田松本法律事務所で実施する可能性があり，その場合，日程等は受講生の都合を踏まえて決定する。

## 【教科書】

$\ll I A \cdot I B \gg$
特に指定しない。

《 II 》
指定なし。授業中に適宜配布あるいは指示する。

## 【参考文献】

$《 I A \cdot I B \geqslant$
江頭憲治郎『株式会社法（第 7 版）』（有斐閣，2017 年）のほか，必要に応じて授業時に紹介する。
$《$ II 》
江頭憲治郎『株式会社法（第 7 版）』（有斐閣，2017 年）
田中亘『会社法』（東京大学出版会，2016 年）

## 【備考•関連URL】

$\ll I A \cdot I B \geqslant$
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修

得要件とする。
また，授業の運営上，定員は原則として 14 名以内とし，受講希望者が定員を上回る場合 は抽選により選抜することがある。
＜受講者への要望＞
企業法務に関心のある学生の積極的な参加を希望する。

《 II 》
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

## ＜受講者への要望＞

企業法務や会社法の運用の実務について興味，関心のある学生，会社法の理解を深めたい と考えている学生の参加を歓迎します。また，企業法務の実務では，未知の法令の調査，最新の法改正の動向の調査が必要となる場合もあるため，そのような対応力を身につけるこ とについて，意欲のある学生の参加を期待しています。

## 商事クリニック I A

報告書（春学期）

## 1 担当教員より

本クリニックにおいては，企業法務の并護士がM\＆Aや会社訴訟等において行う具体的 な作業内容について，まず，実務的な観点からの講義を行い，それを踏まえて具体的な事例 （実際の事例を踏まえた仮想事例）に基づく作業を体験してもらうという形式を取った。具体的な作業としては，持株会社化の方法の比較検討，共同株式移転による持株会社設立に関 するスケジュールの作成，秘密保持契約書の検討，デュー・ディリジェンスで発見された問題点についての検討・アドバイス，株式譲渡契約の作成•交渉，株主総会決議取消訴訟の訴状•答弁書の作成等を体験してもらった。特に株式譲渡契約の模擬交渉については，学生を売主側代理人と買主側代理人の 2 チームに分け，それぞれのチームと講師が事前に交渉戦略を打ち合わせた上で，実際の法律事務所の会議室で実施したことから，学生にとっては大変貴重な機会になったのではないかと考えている。

## 2 受講生より

（1）商事クリニックを受講して良かった点
－講義と実践がセットでカリキュラムが組み込まれていて，知識の定着と実務の難しさの両

側面を実感することができて理解が深まった。
－株式譲渡契約締結の交渉は今までやったことがないことだったため戸惑いもあったが，実務の一面に触れることができ，交渉の難しさを体験できた。
－株主総会決議取消しの訴えの訴状作成の演習では日頃の会社法の勉強が活きていたので実務との距離感をつかめた。
（2）反省点
－これまで勉強したことのない金融商品取引法などの関連法の理解が足りず，苦労したこと が多かったので，もっと意識的に取り組むい゙きだった。
－会社法の勉強が足りていない場面もあった。

## 臨床法学教育（外国人）

選択必修（実務系基喽科目）2単位

## 【担当教員】

渡辺 彰悟

## 【授業概要】

この臨床法学教育科目は，外国人法•難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指 す。担当教員の渡辺は日本における外国人•難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。ア カデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内的実施，難民認定基準の問題等について，学生は実務家教員の指導監督を受けながら，現実の依頼人へのリーガル・サービスの実習を行う。

具体的には，通訳を介した外国人依頼者の事情聴取に同席し，裁判所に提出する陳述書の草案を作成するなどの作業について，実務家教員の指導を受ける。この作業の中で，依頼人 の語る生の事実から，法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価する能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力を養 い，異文化との共生の価値観と理解力を涵養する。

受講学生は，現実の依頼人の事件に携わることによって認識した日本の外国人法•難民法 の現行制度について，担当教員との議論を通して，制度改善の理論的課題や政策提言をまと めることが期待される。

## 【授業の到達目標】

外国人法•難民法に関わる法制度を理解し，それを運用する実務家としての基本的技能を修得する。

## 【授業計画】

－週 1 回の教室での事案検討会を持ち，担当事件の進捗状況を実務家教員および研究者教員と共に検討する。
－授業時間外の学修活動としては，毎週平均して約 4 時間の実務実習および資料調査•読解•報告の作業を行う。これらの作業は弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックのスペ ースでおこなう場合もあるし，実務家教員の所属する法律事務所でおこなら場合もある。あ るいは，必要な官公署に実務家教員と同行する場合もある。

## 【教科書】

宮川成雄編著『外国人法とローヤリング』（学陽書房，2005年）
全国難民弁護団連絡会議監修『難民勝訴判決 20 選—行政判断と司法判断の比較分析』（信

```
山社, 2015 年)
```


## 【参考文献】

指定なし。

## 【備考•関連URL】

＜受講要件等＞
この科目は，秋学期のみの開講である。
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。
＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教充」の単位修得要件とする。
＜受講者への要望〉
特になし。

## （参考）修了生向けリカレント教育

## 【担当教員】

民事Aクリニック：外山 太士
労働クリニック：小林 譲二
起案プログラム：大塚 正之

## 【修了生プログラムの概要】

修了生プログラムとは，司法修習前の同研究科修了生を受講生とする，早稲田大学大学院法務研究科と弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックが共同で実施するリカレント教育プログラムです。実施期間は概ね毎年 5 月末頃から 8 月頃までであり，2017年度から開始しています。

同プログラムには，①臨床実務プログラム（民事クラス及び家事・ジェンダークラス）と （2）訴状答弁書起案プログラムの 2 種類のプログラムがあり，（1）では，一般的なエクスターン シップとは異なり，担当弁護士•教員の関与の下，受講生自身が，主体的に相談者から直接事案を聞き取った上で，法的助言，法文書の作成等を行います。（2）では，受講生が，模擬法律相談を見た上で，訴状と答弁書を起案し，当事務所の大塚正之弁護士（元東京高裁判事） が，裁判官と弁護士の双方の視点から解説•添削を行います。

## 民事Aクリニック

## 報告書

## 1 担当教員より

法律相談 1 件（交通事故の治療長期化に伴うもの）のほか， 2 件の比較的重い案件に取り組んだ。 1 件は私道上に電話会社が無断で設置した電柱の撤去請求訴訟事案で，本人訴訟で第1審敗訴となった原告からの控訴審に関する相談であった。第1審の記録を読み，現地を訪問し，黙示の承諾，地役権の時効取得，権利濫用などの争点を踏まえて，証人尋問（控訴人本人と電話会社社員）の尋問事項書を作成した。実際の訴訟記録に触れるのも初めてであ ったと思われるが，さらに敗訴原因を探り，逆転勝訴に必要な材料を探し，それを証人尋問 で引き出すという，弁護士として必要な作業が経験できたと思われる。もう 1 件は，古いマ ンション管理規約の見直しに関する相談で，理事会の権限明確化，ペット問題，管理費滞納者対応，区分所有者の死亡時や認知症罹患時の対応など，多様な問題点について，管理規約 を改正することで対処できるかどうか，区分所有法，判例，国交省の標準管理規約モデルな どを参照し，鎌野担当教員の専門的助言も得て検討したうえで，相談者に回答することがで きた。なじみの薄い分野ではあるが，実務的に重要な問題を法的に検討し，規約という形で表現するよい機会であったと思う。

## 2 受講生より

民事クリニックの特長を挙げると，多様な案件に取り組む機会があること，数週間にわた って同じ案件に取り組み続けられることだと考えている。訴訟前の段階の事件が多かった ため書面作成に臨んだ場面はそう多くなかったもの，特に今までの学習で充分な勉強が出来ていなかった尋問事項書の作成指導を受けられたことは大変勉強になった。
電柱案件では，訴訟記録の読込みに際して，争点の確認や裁判所の関心事項を考えながら， どの事実が要件事実の立証にとって，説得的なものとなるか精查しなければならなかった。特に，権利濫用等の不確定概念については，長期間の使用等相手方の主張する事実に反論す るだけでなく，依頼者の受忍を要しない方法で相手方の権利実現が可能である点等を積極的に指摘していくなどの工夫が必要であった。
マンション規約案件では，マンション管理組合員としての活動か自治会員としての活動 か検討する際，会社法 2 1 0 条 2 項の「著しく不公正な方法」に該当するか検討する主要目的ルール的な発想を用いる等，実際の弁護士実務で，司法試験での学習の応用的な部分が存在していることも実感できた。
司法試験合格発表前にこのような機会を経験することは，就職活動を行う上でも重要で あるように思われる。クリニック受講を通じて，一般民事を扱う弁護士がどのような仕事で あるか理解が深まっただけでなく，クリニック事務所の弁護士や事務職員の方との接触を通じ，求める職場の雰囲気などにも思いを馳せることができたためである。
早稲田大学大学院法務研究科
2018年度クリニック報告書
〒169－8050 新宿区西早稲田 1－6－1早稲田大学大学院法務研究科
〒169－0051 新宿区西早稲田 1－1－7
早稲田大学 28 号館 4 階弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック電話 03－5272－8156 FAX 03－5272－8163 （お問い合わせはこちらまでお願いいたします）

